

志免町地域防災計画

資料編

令和6年12月修正

目 次

1. 災害危険箇所	5
1-1. 重要水防箇所（河川）	5
1-2. 急傾斜地崩落危険箇所一覧	7
1-3. 土砂災害警戒区域指定一覧	7
2. ため池	9
2-1. ため池一覧	9
3. 文化財	10
3-1. 指定文化財の状況	10
4. 避難所関係	11
4-1. 指定避難所一覧	11
5. 火災・救急	13
5-1. 火災発生状況	13
5-2. 救急出動状況表	14
6. 救助・救急・医療体制	15
6-1. 救助活動拠点	15
6-2. 災害拠点病院一覧表	16
6-3. 町内医療機関一覧	17
6-4. 福岡県内の血液センター・感染症指定医療機関一覧	19
6-5. 広域医療搬送拠点（SCU 設置可能な航空搬送拠点）	20
6-6. 自衛隊派遣要請依頼書	21
7. 通信	23
7-1. 防災行政無線一覧表	23
7-2. 災害時優先電話・特設公衆電話一覧表	25
7-3. 非常通信依頼先一覧表	27
7-4. 防災関係機関通信窓口	28
8. 放送関係	34
8-1. 災害に関する対策のための放送要請に関する協定	34
8-2. 緊急警報放送に関する確認	35
8-3. 放送要請について	36
9. 給水資機材	37
9-1. 給水車保有状況（航空自衛隊、県内市町村）	37
10. 輸送	38
10-1. 物資輸送拠点	38
11. 交通関係	40
11-1. 緊急交通路指定予定路線一覧	40
11-2. 緊急輸送道路ネットワーク図	41
11-3. 防災関係機関ヘリコプター保有状況・臨時ヘリポート一覧（町内）	42
11-4. 緊急通行車両関係資料	43

12. 危険物	48
12-1. 危険物取扱業者.....	48
13. 火葬施設	49
13-1. 火葬場所在地・名称・処理能力一覧（主な周辺施設）.....	49
14. ごみ・し尿	50
14-1. 可燃ごみ施設一覧.....	50
14-2. し尿処理施設一覧.....	51
15. 仮設住宅	52
15-1. 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書.....	52
15-2. 応急仮設住宅建設候補地.....	53
16. 備蓄等	54
16-1. 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領.....	54
17. 要配慮者施設	55
17-1. 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設.....	55
18. リ災証明書	58
18-1. リ災証明書.....	58
19. 災害救助法	59
19-1. 災害救助法（抜粋）.....	59
19-2. 災害救助法施行令（抜粋）.....	61
19-3. 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令.....	63
19-4. 福岡県災害救助法施行細則.....	64
20. 災害補償等	76
20-1. 福岡県災害見舞金等支給要綱.....	76
20-2. 志免町災害見舞金弔慰金交付要綱.....	79
20-3. 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例.....	81
20-4. 災害派遣手当の支給に関する条例.....	86
21. 災害報告	87
21-1. 災害報告事項及び担当課一覧.....	87
21-2. 福岡県災害調査報告実施要綱.....	89
21-3. 被害状況報告 即報・確報.....	93
22. 指定公共機関	96
22-1. 災害対策基本法に関する指定地方行政機関・指定地方公共機関等一覧.....	96
23. 防災体制	98
23-1. 福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱.....	98
23-2. 福岡県災害対策本部条例.....	100
23-3. 福岡県災害対策本部規程.....	101
23-4. 志免町防災会議条例.....	110
23-5. 志免町災害対策本部条例.....	112
24. 応援協定	113
24-1. 志免町災害時応援協定締結一覧.....	113

2 4 - 2 . 福岡県消防相互応援協定書.....	115
2 4 - 3 . 福岡県広域航空消防応援実施要綱.....	117
2 4 - 4 . 福岡県広域航空消防応援実施細目.....	120

1. 災害危険箇所

1-1. 重要水防箇所（河川）

(1) 重要水防箇所の選定基準（知事管理区間）

①重要度

水防上最も重要な区間	A	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり甚大な被害が予想されるもの
次に重要な区間	B	背後地に家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの
その他重要な区間	C	背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの

②選定基準

河川断面	河道の未改修による狭小、または局所的な堆積土砂等に起因して被害が予想される区域
堤防断面強度 護岸脆弱	築堤箇所では堤防天端幅が3.0m以下で一般に刃堤となっているところ、築堤河川において基礎地盤の軟弱により法面崩壊や急激な沈下等が予想される箇所、または護岸脆弱に起因して決壊する危険が予想されるもの
漏水・水衝 洗掘	堤体あるいは基礎地盤により漏水の実績があるところ、または水衝部で川岸が洗掘され護岸がたびたび破損や破堤等により被害が予想される区間
工事施工中	出水期間中および長期間にわたって仮締切により樋門樋管等の工事のため堤防を開削している箇所、または築堤、掘削工事のため堤防を横断方面に切開している箇所で一時的であるが危険が予想される箇所

(2) 県知事管理区間 重要水防箇所（河川）

	県土整備 備 事務所 名	水系名	河川 名	左 右 岸 別	延長 (m)	位置			重 要 度	予 想 さ れ る 事 態	水防工法
						区町村	大字	キ口杭位置			
1-15	福岡	多々良川	宇美川	左 右	5,700 7,370	志免	田富 御手洗	往来寺橋より 稲城橋下流 1キロまで	A	溢水 崩壊	積み土俵工 土俵羽口工

(3) 災害危険河川区域（知事管理区間）

番号 参考	級 別	水系名	河川名	左右 岸別	延長 (m)	位置		
						区町村	大字	キ口杭位置
1910	二	多々良川	井野川	左	161	志免町	吉原	宇美川合流点より上流
1924	二	多々良川	宇美川	左	80	志免町	別府東一、二丁目	別府片峯歩道橋より下
1925	二	多々良川	宇美川	左右	204	志免町	南里三丁目	刈屋橋より上流 別府上堰より上流

1926	二	多々良川	宇美川	左	51	志免町	志免中央二丁目	片峯新橋より上流
1927	二	多々良川	宇美川	左	190	志免町	志免東一丁目	志免橋より上流
1928	二	多々良川	宇美川	左	95	志免町	吉原	吉原橋より上流
1929	二	多々良川	宇美川	右	56	志免町	田富	往来寺橋より下流

1-2. 急傾斜地崩落危険箇所一覧

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定

番号	区域名	フリガナ	所在地	指定面積	指定年月日	告示番号
1	宝満山	杣マンヤマ	志免町大字南里字宝満山	0.3519	S52.2.22	222
				0.1202	S56.11.5	1671

1-3. 土砂災害警戒区域指定一覧

(39 か所 福岡市隣接 3 か所)

区域番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別区域面積(m ²)
343-K-001	亀山-1	別府2丁目	343-I-001N-1	○		9	32	1,118	323
343-K-002	亀山-2	別府2丁目	343-I-001N-2	○		9	36	863	303
343-K-003	別府片峰	別府東1、3丁目	343-I-004A			7	36	1,574	0
343-K-004	穴田-3	大字別府、別府東2丁目	343-II-001A-3	○		12	59	2,601	586
343-K-005	穴田-2	大字別府	343-II-001A-2	○		16	34	4,531	1,574
343-K-006	穴田-1	大字別府、別府東2丁目	343-II-001A-1	○	○	9	59	2,036	370
343-K-007	宝満山-1	王子4丁目	343-I-005N-1	○	○	12	47	6,135	124
343-K-008	宝満山-2	王子4丁目	343-I-005N-2			9	54	1,528	0
343-K-009	宝満山-3	王子4丁目	343-I-007N	○	○	7	53	728	138
343-K-010	板付ハイツ団地-3	王子1、2、3丁目	343-II-003A-2	○	○	12	54	10,499	3,182
343-K-011	板付ハイツ団地-2	王子1、2丁目	343-II-003-1			9	47	410	0
343-K-013	堺田	志免2丁目	343-I-009A 343-I-010N	○	○	6	85	3,790	555
343-K-015	片峰中央-3	片峰中央4丁目	343-II-005A	○	○	8	48	363	82
343-K-016	片峰中央-1	片峰中央1丁目	343-I-008A	○		6	38	856	206
343-K-017	坂瀬	坂瀬、片峰中央3丁目	343-I-012A			6	49	1,183	0
343-K-018	石橋台団地-3	石橋台、坂瀬、片峰中央3丁目	343-I-013A			7	67	678	0
343-K-019	石橋台団地-1	石橋台、向ヶ丘2丁目	343-I-013A			17	66	32,631	0
343-K-020	石橋台団地-2	石橋台	343-I-013A			6	76	5,857	0
343-K-021	桜丘1丁目	桜丘1丁目、大字吉原	343-II-007A	○	○	13	43	5,225	1,615
343-K-022	水鉛	大字吉原	343-II-010A			6	48	455	0
343-K-023	平成の森公園-2	大字吉原	343-III-001N	○	○	33	43	16,221	6,697
343-K-024	平成の森公園-1	大字吉原、桜丘2丁目	343-I-017N	○		26	47	12,189	4,536
343-K-025	桜丘3丁目-3	桜丘3丁目、大字吉原	343-II-009A	○	○	13	48	2,283	774
343-K-026	桜丘3丁目-2	桜丘3丁目、大字吉原	343-I-019N	○		34	34	3,083	1,067
343-K-027	桜丘4丁目-3	桜丘3、4丁目、大字吉原	343-I-018N	○		23	38	10,074	3,183
343-K-028	桜丘4丁目-1	桜丘4、5丁目	343-I-016A-1	○	○	17	45	10,007	3,386
343-K-029	桜丘5丁目-4	桜丘5丁目	343-II-011N-1	○		9	47	3,833	813
343-K-030	桜丘5丁目-3	桜丘5丁目	343-I-021A-2	○	○	13	43	4,850	1,203
343-K-031	桜丘5丁目-2	桜丘5丁目	343-I-021A-1	○		17	55	6,526	1,505
343-K-032	桜丘5丁目-1	桜丘5丁目	343-I-020A	○	○	19	52	8,450	2,591
343-K-033	桜丘2丁目	桜丘2丁目	343-II-008A	○	○	8	43	1,570	432
343-K-034	桜丘5丁目-5	ひばりが丘3丁目、大字井野、桜丘5丁目	343-II-011N-2	○		15	39	2,856	954
343-K-035	桜丘5丁目-6	ひばりが丘3丁目、桜丘5丁目	343-II-011N-3	○		15	47	3,073	989
343-K-036	桜丘3丁目(b)	桜丘3丁目、大字立花寺	343-I-015A	○	○	31	63	24,643	8,498
343-K-037	穴田(a)	別府東2、3丁目	343-I-002N	○	○	21	72	21,020	6,621

343-K-038	穴田	別府東2丁目	343-I-003N	○	○	13	53	6,670	2,043
343-K-039	桜丘(1)-2	桜丘4丁目	343-I-016A-2	○	○	26	41	25,437	9,750
343-K-040	板付ハイツ団地(b)	王子3丁目	343-II-002N			8	46	938	0
343-K-041	志免-1	片峰中央2丁目	343-II-006N-1	○		5	47	328	61
132-K-023	浦田1丁目-1	浦田1丁目、石橋台	132-NK-002-1			8	63	1,336	0
132-K-024	浦田1丁目-2	浦田1丁目、石橋台	132-NK-002-2			11	38	1,088	0
132-K-028	浦田2丁目(e)-1	桜丘1、2丁目	132-NK-018-1	○	○	16	46	2,554	887

※区域番号Kは、自然現象の急傾斜地の崩壊に該当

2. ため池

2-1. ため池一覧

池名	所在地	管理者	防災重点 農業用ため池
光正寺池 (耳取池)	宇美町光正寺3丁目5421	志免町	
ハタラ池	大字田富字ハダラ30	志免町	
土生池	田富2丁目525-1	志免町	
片峰池	片峰中央1丁目1905-1	志免町	○
浦園第一池	片峰3丁目2127	志免町	○
浦園第二池	片峰3丁目2115-1	志免町	○
段の橋池	片峰3丁目2152	志免町	○
穴田池	大字別府字穴田1250	志免町	○
大塚池	志免東4丁目48-1	志免町	○
地藏ヶ谷池	大字吉原字松ノ尾904	志免町	○
御手水池	桜丘3丁目245-1	志免町	
坂瀬池	博多区大字東平尾字坂瀬14番3	志免町・福岡市	○
菅牟田池	王子3丁目619	志免町	
松ヶ浦池	別府西3丁目692-1	福岡市	○

(令和5年4月現在)

※防災重点農業用ため池とは、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害により、周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるとして都道府県知事に指定されているため池。

3. 文化財

3-1. 指定文化財の状況

(1) 国指定文化財の状況

種 目	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者
史跡	七夕池古墳	S50.6.26	田富3丁目511番9号他	志免町
重要文化財（建造物）	旧志免鉱業所竪坑櫓	H21.12.8	志免町大字志免	志免町

(2) 福岡県指定文化財の状況

種 目	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者
考古	観応三年銘梵字石碑	H8.5.31	志免町大字吉原892番地 (平成の森公園内)	志免町
史跡	志免鉱業所跡竪坑及び 第八坑関連地区	H22.3.24	志免町大字志免715番12 他	志免町

(3) 町指定文化財の状況

種 目	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者
考古	萱葉古墳群出土品	H10.3.25	志免町志免中央1丁目2 番1号(歴史資料室)	志免町
有形民俗 文化財	「黒田二十四騎図」絵馬	H13.12.5	志免町志免4丁目4番1 号(岩崎神社絵馬堂)	岩崎神社
史跡	亀山石棺	H22.3.24	志免町別府2丁目98番 2	

(参考：社会教育課資料を一部修正)

4. 避難所関係

4-1. 指定避難所一覧

校区	NO	避難所名称	所在地	災害種別毎避難所の指定			
				洪水	高潮	土砂災害	地震
西小 校区	1	志免西小学校	別府 2-4-1	○	○	○	○
	2	西地区社会体育館	別府 3-3-2	×	×	○	○
	3	御手洗共同利用施設	御手洗 2-13-18	○ (2階以上)	○ (2階以上)	○	○
	4	アネシス公民館	別府北 2-2-2	○ (2階以上)	○ (2階以上)	○	○
	5	鏡共同利用施設	別府北 1-17-10	×	×	○	○
	6	別府文化センター	別府 4-22-6	○ (2階以上)	○ (2階以上)	○	○
	7	西校区ボランティアセンター (別府一公民館)	別府 1-21-17	○ (2階以上)	○	○	○
	8	別府二公民館	別府西 3-9-8	○	○	○	○
	9	別府三公民館	別府東 1-7-1	○	○	○	○
	10	南里二公民館	南里 6-13-7	○ (2階以上)	○	○	○
中央小 校区	11	志免中学校	片峰 4-3-1	○	○	○	○
	12	志免中央小学校	志免中央 1-8-1	○	○	○	○
	13	志免町民センター	志免中央 1-2-1	○	○	○	×
	14	ふれあいセンター (福祉避難所)	志免中央 1-3-1	○	○	○	○
	15	志免町民体育館	志免中央 1-10-1	○	○	○	○
	16	南里一コミュニティセンター	南里 2-27-16	○ (2階以上)	○	○	○
	17	王子八幡共同利用施設	王子 4-22-1	○	○	○	○
	18	南里三公民館	王子 1-17-11	×	○	○	○
	19	中央校区ボランティアセンター (志免六公民館)	片峰中央 4-1-1	○	○	○	○
	20	志免五公民館	片峰中央 3-16-21	○	○	○	○
	21	坂瀬団地集会所	坂瀬 10-1	○	○	○	○
	22	東校区ボランティアセンター (志免四公民館)	志免 1-1-8	○	○	○	○
	23	志免二コミュニティセンター	志免 1-13-17	○	○	○	○

校区	NO	避難所名称	所在地	災害種別毎避難所の指定			
				洪水	高潮	土砂災害	地震
東小 校区	24	志免東中学校	志免東 4-4-1	○	○	○	○
	25	志免東小学校	志免東 1-1-1	○	○	○	○
	26	志免東保育園	志免東 1-1-5	○ (2階以上)	○	○	×
	27	シーメイト(福祉避難所)	大字志免 451-1	○	○	○	○
	28	東区社会会館	東公園台 1-3-1	○	○	○	○
	29	松ヶ丘集会所	松ヶ丘 9-1	○	○	○	○
	30	志免三公民館	志免 2-8-10	○	○	○	○
	31	向ヶ丘公民館	向ヶ丘 2-1-3	○	○	○	○
	32	成和公民館	志免東 3-14-12	○	○	○	○
	33	田富共同利用施設	田富 4-9-20	○ (2階以上)	○	○	○
南小 校区	34	志免南小学校	大字吉原 556	○	○	○	○
	35	志免南保育園	大字吉原 674	○	○	○	○
	36	吉原公民館	大字吉原 175-3	○ (2階以上)	○	○	○
	37	水鉛公民館	大字吉原 647-5	○	○	○	○
	38	石橋台公民館	石橋台 19-1	○	○	○	○
	39	桜丘一公民館	桜丘 1-1-4	○	○	○	○
	40	南校区ボランティアセンター (桜丘中央公民館)	桜丘 3-30-10	○	○	○	○
	41	桜丘共同利用施設	桜丘 2-15-12	○	○	○	○
	42	桜丘南公民館(桜寿荘)	桜丘 4-27-1	○	○	×	○
	43	桜丘五集会所	桜丘 5-40-8	○	○	×	○
	44	志免町弓道場	大字別府 1259-1	○	○	○	○

5. 火災・救急

5-1. 火災発生状況

年	火災件数（件）					焼損棟数（戸）					り災世帯数	り災人員数	死傷者		焼損面積（床）	
	総数	建物	林野	車両	その他	総数	全焼	半焼	部分焼	ぼや			死者	負傷者	（ m ² ） 建物	（ a ） 林野
平成 26	6	3	0	3	0	4	0	0	3	1	6	13	0	1	10.0	7.0
平成 27	12	8	0	1	3	8	0	2	4	2	2	3	0	2	68.0	10.0
平成 28	6	4	0	2	0	14	5	0	2	7	3	6	0	0	117.0	1.0
平成 29	7	6	0	1	0	14	5	0	2	7	11	23	0	2	308.0	0
平成 30	10	6	1	1	2	6	0	0	2	4	4	9	0	0	11.0	0
令和元	10	5	0	4	1	6	0	0	3	3	1	2	1	1	25.0	0
令和 2	12	7	0	1	4	17	2	0	8	7	19	48	1	5	317.0	0
令和 3	3	2	0	1	0	2	0	0	1	1	1	4	0	2	8.0	0
令和 4	6	4	0	1	1	4	1	0	1	2	4	10	1	0	247.0	0

（参考：粕屋南部消防本部 HP）

5-2. 救急出動状況表

	出動件数	搬送件数	搬送人員
平成 26 年	2,033	1,919	1,934
平成 27 年	2,063	1,932	1,955
平成 28 年	2,111	1,964	1,976
平成 29 年	2,092	1,932	1,946
平成 30 年	2,317	2,138	2,153
令和元年	2,184	2,026	2,034
令和 2 年	2,020	1,854	1,864
令和 3 年	2,107	1,948	1,960
令和 4 年	2,590	2,305	2,313

(参考：粕屋南部消防本部 HP)

6. 救助・救急・医療体制

6-1. 救助活動拠点

(1) 救助活動拠点（候補地）

市町村名	施設名称	管理者	所在地	敷地面積 (㎡)	適用条件※			合同調整所	避難所等指定の有無
					消防	警察	自衛隊		
志免町	町民広場	志免町	志免町大字南里 1-1 外	8,036	○	○	×		×
志免町	シーメイト多目的広場	志免町	志免町大字志免 451-1	9,895	○	○	×		×
福岡市	東平尾公園	福岡市	福岡市博多区東平尾公園 1、2	881,000	○	○	○	○	○

※適用条件は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における救助活動拠点候補地の考え方に準ずるもの。実際の災害時には、面積等の条件への該当の有無にかかわらず、利用の可否を確認することとする。

※合同調整所として活用可能な拠点は、原則として、19,500㎡以上あること。(消防(3,000㎡)、警察(1,500㎡))

(2) 物資集積場所（候補地）

施設名称	所在地	使用が見込まれる場所
町民センター	志免町志免中央1丁目2番1号	町民ホール
シーメイト	志免町大字志免451番地の1	玄関ロビー

(3) ヘリコプター臨時離着陸場（候補地）

臨時離着陸場名称	所在地	使用が見込まれる場所
志免中央小学校	志免町志免中央一丁目8番1号	グラウンド
志免東小学校	志免町志免東一丁目1番1号	グラウンド
志免西小学校	志免町別府二丁目4番1号	グラウンド
志免南小学校	志免町大字吉原556番地	グラウンド
志免中学校	志免町片峰四丁目3番1号	グラウンド
志免東中学校	志免町志免東四丁目4番1号	グラウンド

6-2. 災害拠点病院一覧表

令和5年4月1日現在

地域区分	No.	医療機関名	所在地	備考	ハブ-ト	病院からの距離
福岡	1	九州大学病院	福岡市東区馬出 3-1-1	救命救急センター	屋上（非公共用）	-
	2	福岡和白病院	福岡市東区和白丘 2-2-75		屋上（非公共用）	-
	3	九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	基幹災害拠点病院 救命救急センター	屋上（緊急時）	-
	4	福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神 1-3-46	救命救急センター	屋上（非公共用）	-
	5	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1		屋上（非公共用）	-
	6	福岡大学病院	福岡市城南区七隈 7-45-1	救命救急センター	敷地内（緊急時）	-
	7	福岡記念病院	福岡市早良区西新 1-1-35		近接地（緊急時）	1.5km
	8	福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町 3-13-1		近接地（緊急時）	2.7km
	9	福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5		屋上（緊急時）	-
	10	福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	地域救命救急センター	敷地内（緊急時）	-
	11	宗像水光会総合病院	福津市日蒔野 5-7-1		近接地（緊急時）	2.0km
	12	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西 4-11-8		近接地（緊急時）	4.0km
筑後	13	大牟田市立病院	大牟田市宝坂町 2-19-1		近接地（緊急時）	3.0km
	14	久留米大学病院	久留米市旭町 67	高度救命救急センター ドクターヘリ基地病院	屋上（非公共用）	-
	15	聖マリア病院	久留米市津福本町 422	救命救急センター	屋上（緊急時）	-
	16	筑後市立病院	筑後市大字和泉 917-1		屋上（緊急時）	-
	17	朝倉医師会病院	朝倉市来春 422-1		敷地内（緊急時）	-
	18	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施 480-2		屋上（非公共用）	-
	19	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田 892		近接地（緊急時）	1.0 km
筑豊	20	飯塚病院	飯塚市芳雄町 3-83	救命救急センター	近接地（緊急時）	0.1km
	21	田川市立病院	田川市大字糶 1700-2		近接地（緊急時）	2.5km
北九州	22	新小文字病院	北九州市門司区大里新町 2-5		屋上（非公共用）	-
	23	戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見 2-5-1		近接地	3.0km
	24	北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町 1-1	救命救急センター	近接地（緊急時）	2.8km
	25	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1		近接地（緊急時）	0.5km
	26	健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町 13-1		近接地（緊急時）	2.5km
	27	九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町 1-1		屋上（非公共用）	-
	28	北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉 2-6-2	救命救急センター	屋上（緊急時）	-
	29	産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1		敷地内（緊急時）	-
	30	独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1		屋上（緊急時）	-
	31	新行橋病院	行橋市道場寺 1411		屋上（非公共用）	-
	32	小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津 1598		屋上（緊急時）	-

6-3. 町内医療機関一覧

(1) 病院

医療機関名	所在地	電話
栄光病院	志免町別府西 3-8-15	092-935-0147
社会保険 仲原病院	志免町別府北 2-12-1	092-621-2802
医療法人社団日晴会久恒病院	志免町大字田富 152-1	092-932-0133
うえの病院	志免町志免 2-10-20	092-935-0316
医療法人 社団 緑風会 水戸病院	志免町志免東 4-1-1	092-935-0073

(2) 医科診療所

医療機関名	所在地	電話
青洲会クリニック	志免町志免 4-1-7	092-937-0422
ふちだ内科クリニック	志免町別府北 1-14-25	092-626-1123
岩本クリニック	志免町南里 2-28-25	092-935-8311
医療法人みやふさ整形外科クリニック	志免町志免中央 2-4-1	092-957-3031
栄光会ファミリークリニック	志免町別府 2-2-1	092-935-0148
医療法人 満安内科医院	志免町別府 3-10-5	092-936-7200
にい皮フ科クリニック	志免町大字志免字迎田 1686-1	092-936-4112
医療法人 合屋クリニック	志免町大字志免字迎田 1686-1	092-936-5839
しまざき耳鼻咽喉科	志免町大字南里 29-1	092-957-3387
森塚内科クリニック	志免町片峰 1-10-9	092-937-4181
めぐみ内科クリニック	志免町桜丘 2-10-1	092-931-8112
西条クリニック	志免町志免 2-4-25	092-937-3911
田原眼科医院	志免町志免 2-2-33	092-935-0112
毛利内科循環器科医院	志免町志免 3-6-16	092-935-0595
産科・婦人科杉原レディースクリニック	志免町志免 2-3-41	092-936-6006
権丈産婦人科医院	志免町志免 3-2-14	092-935-0505
医療法人 前川泌尿器科腎臓内科	志免町志免中央 3-6-22	092-410-6728
医療法人三樹会 くすだクリニック	志免町志免中央 4-7-21	092-937-0408
医療法人うかじ小児科医院	志免町志免中央 3-6-25	092-936-5833
医療法人 耕真会 えとう眼科クリニック	志免町志免中央 4-7-30	092-935-2366
森高クリニック	志免町志免 1-3-41	092-937-2214
医療法人 養真堂 産婦人科 筑紫クリニック	志免町志免中央 3-1-10	092-936-3939
うえの腎透析クリニック	志免町志免東 1-9-2	092-692-6111
水戸メンタルクリニック	志免町田富 4-5-1	092-957-8600
医療法人ワイ・エム・エス 八尋整形外科医院	志免町別府 1-1-6	092-935-2600
やひろ脳神経外科	志免町別府 1-1-5	092-937-5330
医療法人 こば泌尿器科・皮フ科クリニック	志免町別府北 1-14-24	092-623-0203

博多の森 内科クリニック	志免町別府西 3-13-7-105 号	092-692-8210
とくなが子供クリニック	志免町南里 29-4	092-957-8880
志免王子クリニック	志免町南里 1-7-8	092-937-5777
医療法人誠信会 甲斐クリニック	志免町片峰中央 3-15-1	092-935-2531

(3) 歯科診療所

医療機関名	所在地	電話
おおえ歯科医院	志免町田富 161-5	092-937-0003
梶谷歯科医院	志免町別府 1-9-8	092-935-7874
かとう歯科クリニック	志免町南里 7-8-26	092-931-2200
桜ヶ丘歯科クリニック	志免町桜丘 1-6-6	092-957-8303
きど歯科	志免町大字志免 1665-3	092-935-3618
しらしげ歯科医院	志免町志免 3-1-8	092-936-0068
セントラル歯科医院	志免町志免中央 2-4-6	092-936-2112
原歯科クリニック	志免町志免中央 4-12-5	092-936-6800
はる歯科クリニック	志免町志免中央 3-3-1	092-957-7300
井上歯科医院	志免町志免東 3-9-19	092-936-3630
増田崇信歯科クリニック	志免町田富 4-2-1	092-936-6601
医療法人 金子歯科医院	志免町東公園台 1-5-27	092-935-0531
のぞみ歯科空港東	志免町別府 3-5-11	092-937-5900
グリーン歯科クリニック	志免町別府北 2-14-1 イオン福岡 東 2F	092-623-6444
小林歯科	志免町別府北 2-2-2 アネシス空 港東	
ユニバ通り むらせ歯科クリニック	志免町別府西 3-13-7	092-936-6661
住吉歯科医院	志免町南里 2-15-11	092-936-2877
デンタルオフィス ケイ	志免町南里 3-1-30	092-936-5885
はかたの森歯科こども歯科	志免町南里 2-1-18	092-982-7100
みやくに歯科医院	志免町南里 7-7-26	092-692-9939
南里歯科医院	志免町南里 4-11-18	092-936-1111
石松歯科医院	志免町別府 526-8	092-936-2930

6-4. 福岡県内の血液センター・感染症指定医療機関一覧

(1) 県内の血液センター一覧

名称	所在地	電話番号
福岡県赤十字血液センター	筑紫野市上古賀 1-2-1	092-921-1400
福岡県赤十字血液センター北九州事業所	北九州市八幡西区相生町 15-1	093-631-1211
日本赤十字社九州ブロック血液センター	久留米市宮の陣 3-4-12	0942-31-8900

(2) 感染症指定医療機関一覧

種	医療機関名	住 所	感染症 病床数	電話番号
1種	福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	2	092-943-2331
2種	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	16	093-541-1831
2種	田川市立病院	田川市大字糶 1700-2	8	0947-44-2100
2種	聖マリア病院	久留米市津福本町 422	6	0942-35-3322
2種	筑後市立病院	筑後市大字和泉 917-1	2	0942-53-7511
2種	福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	10	092-943-2331
2種	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1	2	092-521-1211
2種	福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院 1-1-1	2	092-921-1011
2種	福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5	2	092-573-6622
2種	福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町 13-1	4	092-632-1111
2種	大牟田病院	大牟田市大字橘 1044-1	2	0944-58-1122
2種	新古賀病院	久留米市天神町 120	8	0942-38-2222
2種	九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	2	092-852-0700

令和5年4月1日現在

6-5. 広域医療搬送拠点（SCU 設置可能な航空搬送拠点）

施設名	連絡先	緊急交通路等
福岡空港	092-621-2221（福岡空港事務所） 092-581-4647（航空自衛隊春日基地）	国道 3 号線
北九州空港	093-474-0204（北九州空港事務所）	国道 10 号線

6-6. 自衛隊派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書（知事への依頼書様式）

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事殿	
	市（町村）長
印	
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。	
記	
1.	災害の状況及び派遣を要請する事由
2.	派遣を希望する期間
3.	派遣を希望する区域及び活動内容
4.	その他参考となるべき事項

災害派遣撤収要請書様式 (市町村長→知事)

文書番号

年 月 日

福岡県知事殿

市(町村)長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業の内容
4. その他参考事項

7. 通信

7-1. 防災行政無線一覧表

無線局の呼出名称及び設置場所

局名	呼出名称	設置場所
固定系 親局 遠隔制御局	ぼうさいしめまちやくば	志免町志免中央一丁目1番1号（志免町 役場無線室） 志免町大字田富170番地 （粕屋南部消防本部）
移動系（基地局） 陸上移動局	しめぼうさい	志免町役場
"	しめぼうさい 1	志免町消防団第1分団
"	しめぼうさい 2	志免町消防団第2分団
"	しめぼうさい 3	志免町消防団第3分団
"	しめぼうさい 4	志免町消防団第4分団
"	しめぼうさい 5	志免町消防団第5分団
"	しめぼうさい 6	志免町消防団第6分団
"	しめぼうさい 7	志免町消防団第7分団
"	しめぼうさい 8	志免町消防団第8分団
"	しめぼうさい 9	志免町消防団第9分団
"	しめぼうさい 10	志免町消防団中央分団
"	しめぼうさい 11	生活安全課公用車
"	しめぼうさい 12	都市整備課公用車
"	しめぼうさい 13	上下水道課公用車
"	しめぼうさい 14	上下水道課公用車
"	しめぼうさい 15	指令車公用車
"	しめぼうさい 16	総務課公用車
"	しめぼうさい 17	志免町消防団長
"	しめぼうさい 18	志免町消防副団長
"	しめぼうさい 19	志免町消防副団長
"	しめぼうさい 20	志免町消防主任

（参考：志免町防災行政無線局管理運用規程）

志免町屋外子局設置場所一覧

NO	放送	名 称	設 置 場 所	群別
A 1	A	御 手 洗	御手洗二丁目13番18号(御手洗共同利用施設)	A 群
A 2	A	鏡	別府北一丁目17番10号(鏡共同利用施設)	
A 3	B	別 府 一 1	別府北四丁目4番(西地区運動広場)	
A 4	A	別 府 一 2	別府一丁目18番(旧別府一公民館)	
A 5	B	別 府 一 3	別府二丁目4番1号(志免西小学校)	
A 6	B	御 手 洗 納 骨 堂	御手洗二丁目6番	
B 1	A	別 府 二 1	別府西三丁目9番8号(別府二公民館)	B 群
B 2	B	別 府 二 2	別府東一丁目7番1号(別府三公民館)	
B 3	A	ス ポ ー ツ 公 園 展 望 台	南里640-1(志免総合公園)	
C 1	A	南 里 1	南里六丁目13番7号(南里二公民館)	C 群
C 2	B	南 里 2	南里二丁目27番16号(南里生活館)	
C 3	A	南 里 3	南里一丁目10番1号	
C 4	A	王 子 八 幡 1	王子四丁目22番1号(王子八幡共同利用施設)	
C 5	B	王 子 八 幡 3	王子二丁目9番地(南里公園台公園)	
C 6	A	望 山 荘	片峰三丁目7番1号(望山荘)	
D 1	B	役 場	志免中央一丁目1番1号(志免町役場)	D 群
D 2	B	志 免 四 1	片峰四丁目3番1号(志免中学校)	
D 3	A	志 免 四 2	片峰中央一丁目4番(片峰池公園横)	
D 4	A	志 免 四 3	志免一丁目1番8号(志免四公民館)	
D 5	A	志 免 六	片峰中央四丁目2番	
D 6	A	志 免 四 3 城 戸 公 園	志免四丁目17番(志免城戸公園)	
E 1	A	北 区	東公園台二丁目4番19号(旧北区公民館)	E 群
E 2	B	志 免 三 1	志免二丁目8番10号(志免三公民館)	
E 3	A	志 免 三 2	志免1697(迎田公園)	
E 4	A	向 ケ 丘	向ヶ丘二丁目1番3号(向ヶ丘公民館)	
E 5	B	坂 瀬	坂瀬10番1号(坂瀬団地集会所)	
E 6	B	石 橋 台	石橋台16番1号(旧石橋台集会所用地)	
E 7	B	南 区	志免東四丁目4番1号(志免東中学校)	
E 8	B	志 免 二	志免一丁目13番17号(志免ニコミュニティセンター)	
E 9	A	松 ケ 丘	松ヶ丘1番(松ヶ丘団地1棟)	
E 10	B	志 免 二 水 源 地	志免三丁目13番33号(旧神の前水源地)	
E 11	B	志 免 二 2	大字志免90番地(株式会社SNC)	
F 1	A	桜 丘 一	桜丘一丁目24番(桜丘一丁目公園)	F 群
F 2	B	桜 丘 二	桜丘二丁目15番12号(桜丘共同利用施設)	
F 3	B	桜 丘 三	桜丘三丁目12番(桜丘三丁目公園)	
F 4	A	桜 丘 四	桜丘四丁目27番1号(桜丘南公民館・桜寿荘)	
F 5	B	桜 丘 五	桜丘五丁目12番	
F 6	A	志 免 南 保 育 園	吉原674番地(志免南保育園)	
G 1	B	水 鉛	吉原647-5(水鉛公民館)	G 群
G 2	B	吉 原 一	吉原385-3(吉原農区集会所)	
G 3	A	吉 原 二	志免東三丁目11番(野間尻公園)	
G 4	B	田 富 一	田富三丁目18番(七夕谷古墳公園)	
G 5	A	田 富 二	田富四丁目9番20号(田富共同利用施設)	

7-2. 災害時優先電話・特設公衆電話一覧表

(1) 災害時優先電話一覧表

電話番号	所管	設置場所	備考
092-936-3001	総務課	町長室	
092-936-5499	生活安全課	安全安心係	
092-936-2010	生活安全課	電話交換室	県防災用
092-936-8174	福祉課	シーメイト事務室	
092-935-9688	総務課	電話交換室	災害対策本部設置用
092-935-9689	総務課	電話交換室	災害対策本部設置用
092-935-9695	総務課	電話交換室	災害対策本部設置用
092-935-9696	総務課	電話交換室	災害対策本部設置用
092-935-9969	総務課	電話交換室	災害対策本部設置用
092-935-9996	総務課	電話交換室	災害対策本部設置用
092-935-9683	子育て支援課	志免東保育園	
092-936-1133	子育て支援課	志免南保育園	
—	生活安全課	指定避難所	特設公衆電話の詳細は次項
—	総務課	各職員	業務用スマートフォン

(注) 災害時優先電話とは

災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を規制することがあるが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱われるもの。

(2) 特設公衆電話（発信専用電話）

施設名	モジュージャック設置場所	備考
各公民館・集会所	玄関ホール付近	電話機は各公民館で保管
小中学校体育館	ステージサイドの控室もしくは 体育館玄関付近	電話機は生活安全課で保管
西地区体育館	事務室内	電話機は生活安全課で保管
町民体育館	玄関ホール右	電話機は生活安全課で保管
町民センター	玄関ホール・身障者用WC横	電話機は生活安全課で保管
生涯学習2号館	事務所前コピー機横	電話機は生活安全課で保管
ふれあいセンター	健康課入口右横 2個設置	電話機は生活安全課で保管
シーメイト	玄関ホール付近・大広間付近 2ヶ所	電話機は生活安全課で保管
桜丘共同利用施設	玄関ホール内	電話機は生活安全課で保管
志免東保育園	玄関ホール内	電話機は生活安全課で保管
志免南保育園	玄関ホール内	電話機は生活安全課で保管

災害時における「特設公衆電話」設置の概要

災害等発生時速やかに「通信を確保・提供する」ために、災害時の応援協定により、NTT西日本が屋内避難所等へ設置している。

- (1)電話回線（モジュージャックまで）を予め設置し、電話機を接続するだけで使用できる。
- (2)災害時において通話料金・月額基本料は、NTT西日本が負担する。
- (3)災害時優先電話となり、災害対策本部及び安否確認等の連絡に使用できる。

7-3. 非常通信依頼先一覧表

令和5年4月現在

機関名	所在地		連絡	
	郵便番号	住所	電話番号	FAX
西日本電信電話九州支店	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 3-1	092-476-6161	092-457-3940
九州管区警察局福岡県情報通信部	〒812-8576	福岡市博多区東公園 7 番 7 号	092-641-4141 (6075)	092-641-4141 (6069)
福岡県警察本部	〒812-8576	福岡市博多区東公園 7 番 7 号	092-641-4141 (3618)	092-641-4141 (3619)
福岡管区气象台	〒810-0052	福岡市中央区大濠 1 丁目 2-36	092-725-3603	092-714-7681
第七管区海上保安本部	〒801-8507	北九州市門司区西海岸 1-3-10	093-321-2931 (3255)	093-321-8611
筑後川ダム統合管理事務所	〒830-0002	久留米市高野町 1-2-2	0942-39-6651	0942-35-8242
筑後川河川事務所	〒830-8567	久留米市高野町 1-2-1	0942-33-8828	0942-35-0229
遠賀川河川事務所	〒822-0013	直方市溝 1-1-1	0949-22-1830	0949-29-5115
九州農政局有明海岸保全事業所	〒839-0205	みやま市高田町南新開 117-1	0944-22-3961	0944-22-3974
水資源機構筑後川局	〒830-0032	久留米市東町 42-21	0942-34-7001	0942-37-8391
九州旅客鉄道	〒812-8566	福岡市博多区博多駅前 3-25-21	092-474-2643	092-474-2785
西日本鉄道	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-5-7	092-734-1523	092-734-1524
日本赤十字社福岡県支部	〒815-8503	福岡市南区大楠 3 丁目 1-1	092-523-1171	092-521-2552
NHK福岡放送局	〒810-8577	福岡市中央区六本松 1 丁目 1-10	092-724-2884	092-724-2882
NHK北九州放送局	〒803-8555	北九州市小倉北区室町 1 丁目 1-1-20	093-591-5018	093-591-5019
RKB毎日放送	〒814-8585	福岡市早良区百道浜 2 丁目 3-8	092-852-6607	092-852-6663
九州朝日放送	〒810-8571	福岡市中央区長浜 1 丁目 1-1	092-752-5155	092-751-4574
テレビ西日本	〒814-8555	福岡市早良区百道浜 2 丁目 3-2	092-852-5516	092-852-5616
福岡放送	〒810-8655	福岡市中央区清川 2 丁目 22-8	092-532-1420	092-532-3072
エフエム福岡	〒810-8575	福岡市中央区清川 1-9-19	092-533-0811	092-533-0802
TVQ九州放送	〒812-8570	福岡市博多区住吉 2 丁目 3-1	092-262-0371	092-272-5906
CROSS FM	〒802-8570	北九州市小倉北区京町 3-1-1	093-551-9119	093-533-0009
移動無線センター九州センター	〒810-0001	福岡市中央区天神 1-1-1 (7F)福岡	092-725-8811	092-725-6066
九州電力福岡支社	〒810-0004	福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1-82	092-733-6541	092-733-6542
九州電力北九州支店	〒802-8521	北九州市小倉北区米町 2 丁目 3-1	093-533-8593	093-533-9714
西部ガス福岡支社	〒812-0055	福岡市東区東浜 1 丁目 10-75	092-633-2323	092-631-3794
西部ガス北九州支社	〒803-0828	北九州市小倉北区愛宕 1 丁目 5-1	093-591-6611	093-591-6621
日本銀行福岡支店	〒810-0001	福岡市中央区天神 4 丁目 2-1	092-725-5511	092-732-1170
日本銀行北九州支店	〒802-0081	北九州市小倉北区紺屋町 13-13	093-541-9113	093-512-1750
日本政策金融公庫福岡支店	〒810-0001	福岡市博多区博多駅前 3-21-12	092-441-9111	092-475-5629
福岡銀行	〒810-8727	福岡市中央区大手門 1-8-3	092-723-2335	092-712-4869
日本アマチュア無線連盟福岡県支部	〒837-0916	大牟田市田隈 5-6	0944-54-8253	0944-54-8253
福岡法務局	〒810-8513	福岡市中央区舞鶴 3-9-15	092-721-4601	092-724-2255
福岡県	〒812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3114	092-643-3117

【福岡地区非常通信連絡会】
 事務局 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県総務部防災企画課内Tel.092-651-1111(内 2486)

7-4. 防災関係機関通信窓口

(1) 町・国・県・公共機関連絡先電話番号

区分	機関名	電話番号 ()は県防災行政無線電話番号 <発信番号 78->
国	総務省消防庁	平日 (9:30~17:45) ※応急対策室 03-5253-7527 : 7537 (FAX) 消防防災無線 840-7527 : 840-7537 (FAX) 上記以外※宿直室 03-5253-7777 : 7553 (FAX) 消防防災無線 840-7782 : 840-7789 (FAX)
	厚生労働省社会援護局 (保護課)	03-3595-2613
福岡県	総務部行政経営企画課	092-643-3027 (700-7012)
	〃 防災危機管理局防災企画課	092-643-3112 (700-7021)
	企画・地域振興部総合政策課	092-641-6657 (700-7032)
	保健医療介護部 保健医療介護総務課	092-643-3238 (700-7042)
	環境部環境政策課	092-643-3354 (700-7052)
	福祉労働部福祉総務課	092-643-3244 (700-7082)
	商工部商工政策課	092-622-1404 (700-7062)
	農林水産部農林水産政策課	092-641-4665 (700-7072)
	人づくり・県民生活部 社会活動推進課	092-643-3379 (700-7092)
	県土整備部県土整備総務課	092-643-3636 (700-7102)
	〃 河川管理課	092-643-3667 (700-7103)
	建築都市部建築都市総務課	092-643-3704 (700-7112)
	教育庁総務企画課	092-643-3857 (700-7132)
	県警本部警備課 (災害対策係)	092-641-4141 (5723) (700-7202)
指定 地方 行政 機関	九州管区警察局 (広域調整第2課)	092-622-5000
	福岡財務支局 (総務課)	092-411-7281
	九州厚生局 (総務課)	092-707-1115
	九州農政局 (企画調整室)	096-211-9111
	九州農政局福岡県拠点 (地方参事官室)	092-281-8261
	九州森林管理局 (企画調整課)	096-328-3511
	福岡森林管理署	092-843-2100
	〃 直方森林事務所	0949-26-4041
九州経済産業局 (総務課)	092-482-5405	

区分	機関名	電話番号 ()は県防災行政無線電話番号 <発信番号 78->
指定 地方 行政 機関	九州産業保安監督部（管理課）	092-482-5927
	九州運輸局 安全防災・危機管理課	092-472-2318
	九州運輸局福岡運輸支局	092-673-1190
	大阪航空局福岡空港事務所（空港保安防災課）	092-621-2221 内線 2111
	第七管区海上保安本部	093-321-2931 (985-70)
	門司海上保安部	093-321-3215
	苅田海上保安署	093-436-3356
	小倉分室	093-571-6091
	若松海上保安部	093-761-2497
	福岡海上保安部	092-281-5865
	三池海上保安部	0944-53-0521
	唐津海上保安部	0955-74-4323
	福岡管区气象台（予報課）	092-725-3604 (981-70)
	九州総合通信局（陸上課）	096-326-7857
	九州地方整備局(防災室)	092-471-6331 092-414-7301(災害時)
	福岡労働局（総務課）	092-411-4861
	九州防衛局	092-483-8816
	国土地理院九州地方測量部	092-411-7881
九州地方環境事務所	096-322-2400	
自衛隊	陸上自衛隊第4師団 司令部（第3部防衛班）	092-591-1020 (983-70)
	海上自衛隊佐世保地方總監部(オペレーション)	0956-23-7111 (3223)
	航空自衛隊西部航空方面隊 司令部(防衛部運用課)	092-581-4031 (984-71)
指定 公共 機関	九州旅客鉄道株式会社（広報部）	092-474-2541
	西日本電信電話株式会社 九州支店(設備部災害対策室)	092-474-6160
	NTTコミュニケーションズ株式会社(ネットワーク事業部災害対策室)	03-5202-9909
	NTTドコモ株式会社（九州支社）	092-717-5511
	日本銀行福岡支店（文書課）	092-725-5511
	日本赤十字社福岡県支部（事業課）	092-523-1171 (980-0)
	日本放送協会福岡放送局（放送部）	092-724-2800 (982-70)

区分	機関名	電話番号 ()は県防災行政無線電話番号 <発信番号 78->
指定 公共 機関	西日本高速道路株式会社九州支社	092-260-6123
	郵便事業株式会社福岡支店	092-713-2421
	郵便局株式会社福岡中央郵便局	092-713-2411
	日本通運株式会社 福岡支店 (総務課)	092-291-7112
	九州電力株式会社 (地域共生本部防災・リスク対策グループ)	092-761-3031
指 定 地 方 公 共 機 関	西日本鉄道株式会社 (総務部総務課)	092-734-1552
	筑豊電気鉄道株式会社	093-243-5525
	戸畑共同火力株式会社	093-871-6931
	西部瓦斯株式会社 (総務広報部庶務グループ)	092-633-2239
	大牟田ガス株式会社	0944-53-1021
	西日本瓦斯株式会社	0944-74-1414
	株式会社西日本新聞社 (総務部)	092-711-5171
	株式会社朝日新聞 西部本社	093-563-1131
	株式会社毎日新聞 西部本社	093-541-3131
	株式会社読売新聞 西部本社	092-715-4311
	社団法人共同通信社 福岡支社	092-781-4241
	熊本日日新聞社 福岡支社	092-771-7374
	日刊工業新聞社 西部支社	092-271-5711
	時事通信社 福岡支社	092-741-2536
	株式会社テレビ西日本	092-852-5555
	九州朝日放送株式会社	092-721-1234
	株式会社福岡放送	092-532-1420
	RKB毎日放送株式会社	092-852-6666
	株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送	092-262-0019
	株式会社エフエム福岡	092-533-0807
	株式会社CROSS FM	093-551-0770
	株式会社九州国際エフエム	092-724-7610
	福岡県水難救済会	092-631-1416
福岡県医師会	092-431-4564	

区分	機関名	電話番号 ()は県防災行政無線電話番号 <発信番号 78->
指定地方 公共機関	福岡県歯科医師会	092-771-3531
	福岡県トラック協会	092-451-7878
	福岡県LPGガス協会	092-476-3838
その他機関	福岡県市長会（事務局）	0940-36-0890
	福岡県町村会（事務局）	092-651-1121
	福岡県消防長会（事務局）	092-725-6511
	福岡県消防協会（事務局）	092-271-1275

区分	機関名	電話番号 ()は県防災行政無線電話番号 <発信番号 78->
志免町	災害警戒・対策本部（生活安全課）	092-935-1001（343-70） 警備員室（343-72）
その他機関	粕屋南部消防本部 警備課	092-935-5111（654-70）
	” 救急課	”（654-72）
	福岡市消防局 災害救急指令センター	092-725-6600 （130-6589）
	粕屋警察署志免交番	092-935-0110
	日本郵便株式会社 粕屋南郵便局	092-935-1901

(2) 県出先機関連絡先電話番号（県災害対策地方本部等関係）

（ ）は県防災行政無線電話番号

		保健福祉環境事務所（救助・防疫救護班）	
福岡 福岡地方本部	092-735-6121 (78-801-701)	筑紫	092-513-5581 (78-821-751)
		糸島	092-322-3269 (78-815-751)
		粕屋	092-939-1500 (78-900-70)
		宗像・遠賀（本庁舎）	0940-36-2045 (78-824-751)
朝倉 両筑地方本部	0946-22-2730 (78-816-701)	北筑後	0946-22-4184 (78-816-751)
八幡 北九州地方本部	093-601-8851 (78-702-701)	宗像・遠賀 (遠賀分庁舎)	093-201-4161 (78-901-70)
飯塚 筑豊地方本部	0948-23-4145 (78-820-701)	嘉穂・鞍手	0948-21-4911 (78-820-211)
		田川	0947-42-9311 (78-832-740)
筑後 筑後地方本部	0942-52-5642 (78-803-701)	南筑後	0943-22-6971 (78-814-751)
行橋 京築地方本部	0930-23-0380 (78-814-701)	京築	0930-23-2244 (78-814-751)

県土整備事務所（県土整備建築班）		管轄区域	
		市	郡
福岡	092-641-0161 (78-810-711)	福岡・古賀	粕屋

(3) 市町村防災担当連絡先電話番号

福岡地方本部（福岡農林事務所）管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線電話番号
			昼間	緊急時	
福岡市	防災企画課	福岡市中央区天神 1-8-1	092-711-4056	092-725-6589	78-201-70
筑紫野市	危機管理課	筑紫野市石崎 1 - 1 - 1	092-923-1111	092-923-0183	78-217-70
春日市	安全安心課	春日市原町 3-1-5	092-584-1111	092-584-1111	78-218-70
大野城市	危機管理課	大野城市曙町 2-2-1	092-580-1966	092-501-2211	78-219-70
宗像市	防災企画課	宗像市東郷 1-1-1	0940-36-5050	0940-36-1121	78-220-70
太宰府市	防災安全課	太宰府市観世音寺 1-1-1	092-921-2121	092-921-2121	78-221-71
糸島市	危機管理課	糸島市前原西 1-1-1	092-323-1111	092-323-1123	78-222-70
古賀市	総務課	古賀市駅前東 1-1-1	092-942-1111	092-942-1125	78-223-70
福津市	防災安全課	福津市中央 1-1-1	0940-43-8107	0940-42-1111	78-362-70
那珂川市	安全安心課	那珂川市西隈 1-1-1	092-935-2211	092-953-2211	78-305-70
宇美町	地域コミュニティ課	宇美町宇美 5-1-1	092-933-5500	092-932-1111	78-341-70
篠栗町	総務課	篠栗町大字篠栗 4855-5	092-947-1113	092-947-3437	78-342-70
志免町	生活安全課	志免町志免中央 1-1-1	092-935-1001	092-935-1001	78-343-70
須恵町	総務課	須恵町大字須恵 771	092-932-1151	092-932-1151	78-344-70
新宮町	地域協働課	新宮町緑ヶ浜 1-1-1	092-963-1734	092-963-1734	78-345-70
久山町	総務課	久山町大字久原 3632	092-976-1111	092-976-2239	78-348-70
粕屋町	協働のまちづくり課	粕屋町駕与丁 1-1-1	092-938-2311	092-938-0173	78-349-70

8. 放送関係

8-1. 災害に関する対策のための放送要請に関する協定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条に規定する放送に関して、福岡県知事と日本放送協会福岡放送局長、同法施行令第22条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

- 第1条 福岡県知事(以下「甲」という。)が法第57条の規定に基づき、日本放送協会福岡放送局長(以下「乙」という。)に、放送を要請するときの手続は、この協定の定めるところによって行なう。
- 第2条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。
- (1) 放送を要請しようとする理由
 - (2) 放送事項
 - (3) 放送を行なう日時及び放送系統
 - (4) その他必要な事項
- 2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。
- 第3条 乙は、甲からの放送の要請をうけたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、すみやかに放送するものとする。
- 第4条 要請手続の円滑を図るため、福岡県民生部消防災害課長及び福岡放送局放送部長を連絡責任者とする。
- 第5条 この協定に規定する事項に関して疑義等が生じたときは、甲と乙が競技して定めるものとする。
- 第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

昭和41年10月17日

甲 福岡県知事 鶴崎 多一

乙 日本放送協会福岡放送局長 川嶋 浩

(注)福岡県は同様の協定を以下の9放送局(会社)と締結している。

日本放送協会北九州放送局	株式会社テレビ西日本
株式会社福岡放送	株式会社エフエム福岡
九州朝日放送株式会社	アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
株式会社ティー・エックス・エヌ九州	株式会社エフエム九州
株式会社九州国際エフエム	

8-2. 緊急警報放送に関する確認

福岡県が日本放送協会福岡放送局に対して行う緊急警報放送に関する要請は、下記により行うことを確認する。

1. 放送要請は、昭和41年10月17日締結の「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づいて行うものとする。
2. 緊急警報は、福岡県知事が福岡放送局長に対して要請するものとする。ただし、市町村において緊急をやむを得ない事情がある場合は、直接要請することができるものとするが、この場合も市町村長は、放送要請後速やかに知事にその要旨を報告するものとする。
3. 緊急警報の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれがある次の場合に行なうものとする。
 - (1) 事態が切迫し、避難勧告・命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する場合
 - (2) 通常の市町村防災機関等の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別の必要がある場合
4. 緊急放送要請は、別記様式により、電話およびファックス等を使って行うものとする。
5. 災害が県境を越えて隣接県に波及するおそれがある場合は、県は隣接県と連絡をとって別途隣接県所在のNHK放送局に連絡するが、福岡放送局も隣接局に連絡をとるものとする。
6. その他、緊急警報放送の取扱いについて問題点や疑義等が生じた場合は、随時協議して改善を図ることとする。

昭和61年9月16日

福岡県民生部消防防災課長 矢 野 清 弘

日本放送協会福岡放送局放送部長 飯 野 毅 紀

8-3. 放送要請について

件名

令和 年 月 日

災害対策本部第 号

1. 要請理由

- ① 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ (市・町・村)から要請があったため
- ④

2. 放送事項(内容、対象地域等)

3. 放送希望日時

- ① 直ちに
- ② 日 時

4. その他

各機関においては、放送日時等について、速やかに下記あてに連絡されたい。

(無線)

連絡先

(有線)

送 信	相手機関名		受 信	相手機関名	
	時 分			時 分	
	担 当 者			担 当 者	

※ 被要請機関は、折り返し4の連絡先に電話を入れ確認すること。

9. 給水資機材

9-1. 給水車保有状況（航空自衛隊、県内市町村）

(1) 航空自衛隊

型 式	数	積 載 原 液 量 等
給水車（4000GAL）	3	
給水車（1000GAL）	1	
水タンク車（5t）	5	
水タンク（1t）トレーラー	6	
合 計	15	

(2) 近隣市町

市町	給水車			トラック						給水タンク				
	1t	2t	3t以上	3t	2t	1.5t	1.25t	1t	軽0.35t	2t	1.5t	1.2t	1t	0.5t
福岡市	1		1	1		1						4	16	9
古賀市	1								1		1			6
新宮町									1					
久山町									1	1			2	
篠栗町									1			2		
須恵町			1						2					
宇美町									2					
志免町									1					2

10. 輸送

10-1. 物資輸送拠点

(1) 広域物資輸送拠点（県内）

No	施設等名称	所在地	面積(m ²)	備考
1	日本通運(株)東部物流センター	福岡市東区蒲田 2-22-33	12,540	
2	佐川急便九州支店福岡営業所・天神営業所	福岡市東区箱崎ふ頭 4-12-5	約 1,000	
3	九州西濃運輸(株)福岡物流センター	福岡市博多区井相田 1-1-9	1,750	
4	九州西濃運輸(株)福岡西物流センター	福岡市博多区東那珂 3-7-58	1,856	
5	佐川グローバルロジスティクス須恵営業所	須恵町新原 16-10	約 32,000	
6	九州西濃運輸(株)福岡北支店	久山町大字山田 2396-248	1,472	
7	佐川グローバルロジスティクス福岡営業所	粕屋町甲仲原 4-4-1	約 33,000	
8	日本通運(株)ひびき物流センターA・Bゾーン	北九州市若松区響町 3-1-5	23,934	
9	北九州緊急物資輸送センター	北九州市小倉北区西港町 9-14	284.54	
10	九州西濃運輸(株)豊前営業所	豊前市大字八屋 322-4	1,178	
11	佐川急便九州支店苅田営業所	苅田町幸町 6-89	約 10,000	
12	筑豊緊急物資輸送センター	飯塚市平恒 169-1	234,87	
13	県消防学校	嘉麻市牛頸 1794	518	県有施設
14	日本通運(株)鳥栖営業支店	佐賀県鳥栖市藤木町 1592-2	県外 23,997	
15	筑後緊急物資輸送センター	筑後市大字長浜 2327-1	118,23	

※県内の広域物資輸送拠点は、上記施設のほか、九州運輸局が登録している民間物資拠点や協定締結先である福岡県倉庫協会の会員企業が有する倉庫等により補完する。

また、被災状況等に応じ、市町村等の協力を得て、地域内輸送拠点を広域物資輸送拠点として活用することを検討する。

(2) 広域物資輸送拠点（九州・山口各県）

県名	施設名称	所在地
山口県	山口県消防学校	山口市鑄銭司 6440-1
	山口きらら博記念公園	山口市阿知須 509-50
	下関新港ふ頭岸壁	下関市長洲出島
佐賀県	佐賀競馬場	鳥栖市江島町字西谷 3256-228
長崎県	長崎県消防学校	大村市森園町 663-6
熊本県	グランメッセ熊本	益城町福富 1010
大分県	大分スポーツ公園	大分市横尾 1351
宮崎県	都城トラック団地協同組合	都城市上水流町 818-1
	高千穂家畜市場	高千穂町大字三田井 883-1
	九州西濃運輸(株)宮崎支店	宮崎市清武町船 1013-1
	宮崎県経済連椎茸流通センター	日向市大字塩見 11974-1
	南郷くろしおドーム	日南市南郷町中村西町 1-1
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	霧島市国分広瀬 1629-1
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市東開町 11-1
沖縄県	沖縄県消防学校	中城村字北上原 910

(H30.4 九州地方自治会政策連合調査)

(3) 地域内輸送拠点（近隣市町村）

No.	市町村	拠点概要			施設基準					
		施設名称	住所	面積 (㎡)	① 耐震	② 屋根	③ 床	④ 大型	⑤ 電気	⑥ 避難 所外
1	福岡市	埋蔵文化財センター月隈収蔵庫	福岡市博多区月隈 1-13-17	2,390	0	0	0	0	1	0
2	宇美町	宇美町役場	宇美町宇美 5-1-1	123	0	0	1	0	0	0
3	篠栗町	合併50周年記念体育館	篠栗町大字篠栗 4755	536	0	0	1	0	1	1
4	志免町	町民センター	志免町志免中央 1-2-1	34	1	0	0	0	0	1
4	志免町	シーメイト	志免町大字志免 451-1	30	0	0	0	0	0	1
5	粕屋町	粕屋町総合体育館	粕屋町駕与丁 3-2-1	1,900	0	0	1	1	1	1
6	粕屋町	粕屋町立図書館・歴史資料館	粕屋町若宮 1-1-1	120	0	0	1	1	1	1
7	粕屋町	粕屋町立生涯学習センター	粕屋町駕与丁 1-6-1	200	0	0	1	0	1	1

※久山町、須恵町は拠点検討中。

1 1. 交通関係

1 1 - 1. 緊急交通路指定予定路線一覧

No.	路線名	備考
1	九州自動車道(九州縦貫自動車道鹿児島線)	
2	九州自動車道(九州横断自動車道長崎大分線)	
3	関門自動車道	
4	東九州自動車道	
5	東九州自動車道(椎田道路)	
6	西九州自動車道(福岡前原有料道路)	
7	福岡都市高速道路	
8	北九州都市高速道路	
9	有明沿岸道路	
10	国道202号今宿バイパス	「糸島市東」から佐賀県境までの間
11	国道3号黒崎バイパス	

※被害状況や道路破損状況によって、路線の全部又は一部を指名する場合のほか、他の路線を指定する場合もある。

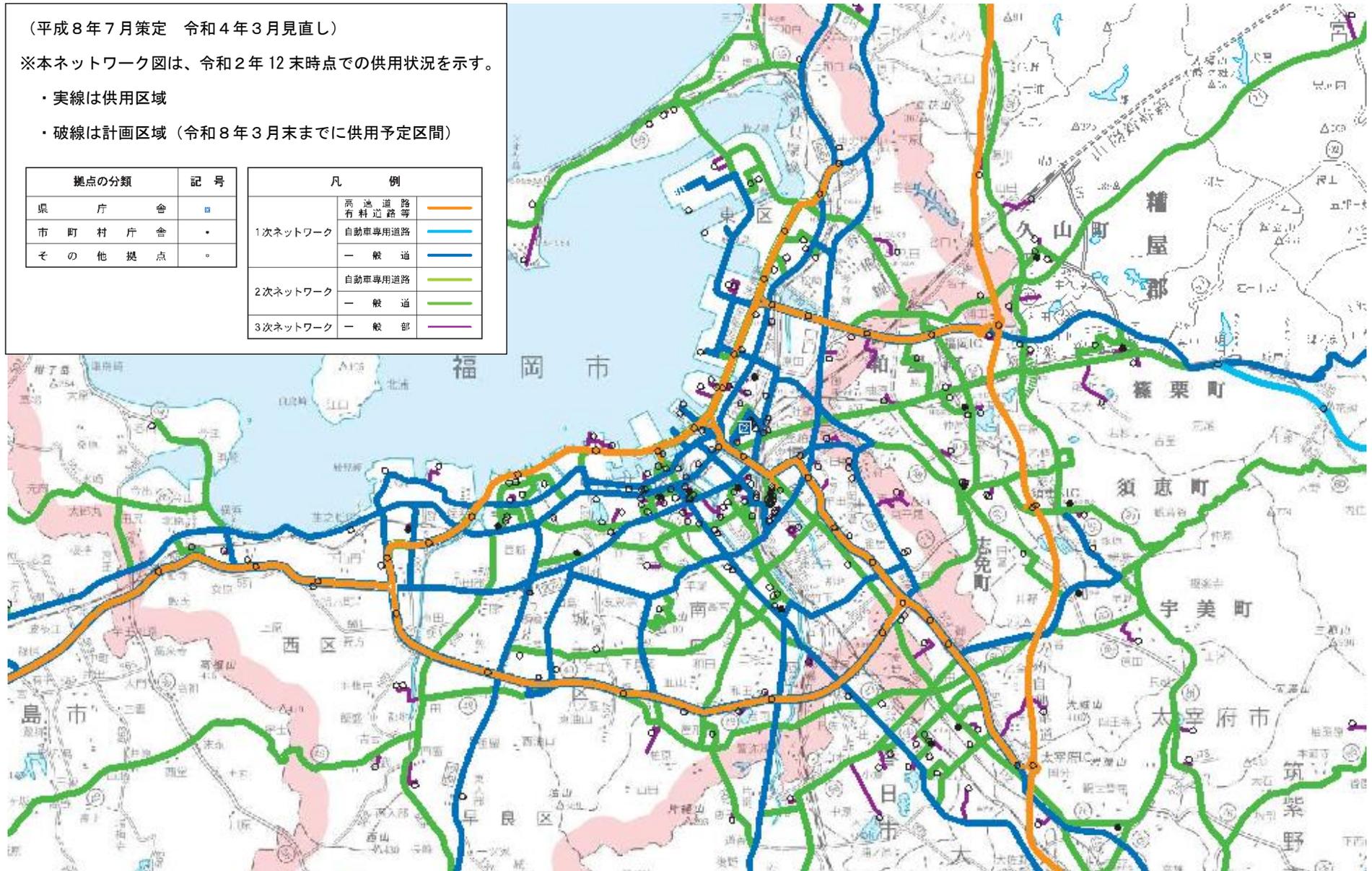
11-2. 緊急輸送道路ネットワーク図

(平成8年7月策定 令和4年3月見直し)

※本ネットワーク図は、令和2年12月末時点での供用状況を示す。

- ・実線は供用区域
- ・破線は計画区域（令和8年3月末までに供用予定区間）

拠点の分類		記号	凡 例	
県	庁	舎	■	
市	町	村	庁	舎
そ	の	他	拠	点
			。	
1次ネットワーク			高速道路 有料道路等	— (オレンジ)
2次ネットワーク			自動車専用道路	— (青)
3次ネットワーク			一般道	— (緑)
			自動車専用道路	— (黄緑)
			一般道	— (緑)
			一般部	— (紫)



1 1 - 3. 防災関係機関ヘリコプター保有状況・臨時ヘリポート一覧（町内）

(1) 防災関係機関ヘリコプター保有状況

令和5年4月1日現在

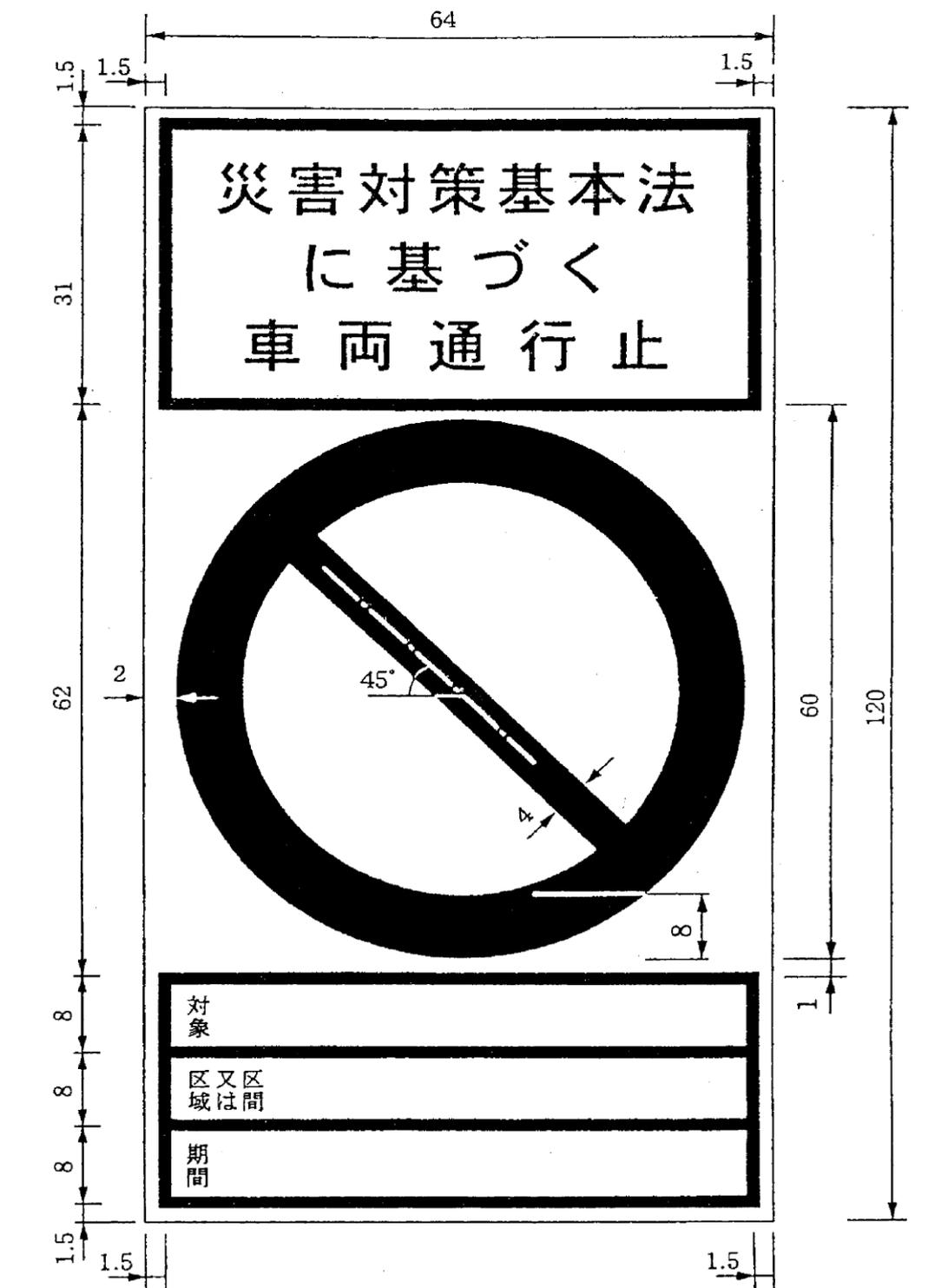
関係機関・部隊名	機種・形式等	機数	備考
陸上自衛隊 第4師団第4飛行機	UH-1（13人乗り）	3機（小型）	目達原（佐賀県）
航空自衛隊 春日ヘリ空輸隊芦屋救難隊	CH-47J（55人乗り） UH-60J（12人乗り）	1機以上（大型） 1機以上（中型）	春日基地（福岡空港） 芦屋基地
海上自衛隊 （第22航空隊）	SH-60J（乗員4名その他最大4名） SH-60K（乗員4名その他最大8名）	1機以上（中型） 1機以上（中型）	大村（長崎県）
第七管区海上保安部隊	アグスタ 139（15人乗り） 「はまちどり1号」 「はまちどり2号」	2機（中型）	福岡空港
	ベル 412（15人乗り） 「はなみどり1号」 「はなみどり2号」	2機（中型）	巡視船やしま搭載
九州地方整備局	レオナルド AW139（12人乗り） 「はるかぜ」	1機（中型）	福岡空港（奈多地区） 【ヘリサット搭載】
県警察本部地域課 航空隊	EC135P2+（8人乗り）「さちかぜ」	1機（小型）	奈多ヘリポート
	AS365N3（14人乗り）「とびうめ1号」	1機（中型）	〃
	ベル412EP（15人乗り）「とびうめ2号」	1機（中型）	〃
	EC225LP（27人乗り）「ふくたか」	1機（大型）	〃
北九州市消防局 消防航空隊	AS365N3（14人乗り）「きたきゅう」	1機（中型）	北九州空港
福岡市消防局 消防航空隊	AS365N3（14人乗り）「ほうじろ」	1機（中型）	奈多ヘリポート

(2) 災害時における臨時離着陸場（ヘリポート）一覧（町内）

番号	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考（広さ）
1	志免中央小学校グラウンド	志免中央 1-8-1	志免中央小学校	90.7*117
2	志免東小学校グラウンド	志免東 1-1-1	志免東小学校	101*109
3	志免西小学校グラウンド	別府 2-4-1	志免西小学校	92*189
4	志免南小学校グラウンド	大字吉原 556	志免南小学校	62*88
5	志免中学校グラウンド	片峰 4-3-1	志免中学校	126*155
6	志免東中学校グラウンド	志免東 4-4-1	志免東中学校	150*142

1 1 - 4. 緊急通行車両関係資料

(1) 災害時における交通の規制に係る標示の様式（災害対策基本法施行規則第5条関係）



備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 緊急通行車両等確認申出書(災害対策基本法施行規則第6条関係)

別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日
知事・公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は 名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(3) 規制除外車両事前届出書

災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 応 急 対 策 用 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 福岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 応 急 対 策 用 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 福岡県公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の 使用者	住 所 (電話) 氏名又は 名称	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

(4) 標章（災害対策基本法施行規則第6条関係）

別記様式第4（第6条の2関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(5) 緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則第6条関係）

別記様式第5（災害対策基本法施行規則第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊟
		公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

1 2. 危険物

1 2 - 1. 危険物取扱業者

(1) 毒物劇物製造業者

なし

(2) 一般ガス業者

令和5年4月1日現在

事業者または支店名	所在地	電話番号	供給区域
西部瓦斯(株) 本社(防災保安部)	福岡市博多区千代 1-17-1	092-633-2263	福岡市、春日市、大野城市、糸島市、 古賀市、宗像市、福津市、宮若市、 那珂川市、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志 免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町
西部瓦斯(株) 中央司令部	福岡市東区東浜 1-10-75	092-633-2332	
西部瓦斯(株) 福岡供給部			

13. 火葬施設

13-1. 火葬場所在地・名称・処理能力一覧（主な周辺施設）

所在地	名称	処理能力 (体/日)	備考（火葬炉数）
（筑紫保健福祉環境事務所管内） 筑紫野市大字山家 3745-1 那珂川市大字上梶原 529-43	筑慈苑 華石苑	36 7	12 基 3 基+汚物炉 1 基
（粕屋保健福祉環境事務所管内） 古賀市青柳 145-1 糟屋郡新宮町大字相島 1245-1	北筑昇華苑 新宮町立相島火葬場	48 1	16 基 1 基
（宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内） 宗像市大字大井 1548 遠賀町大字上別府 1996	浄楽苑宗像斎場 天生園	14 21	6 基 7 基
（嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内） 直方市大字上新入 2430-14 飯塚市大字大日寺 736 飯塚市長尾 654 若宮市原田 331 嘉麻市牛隈 1702-2 鞍手町大字中山 3397	直方市火葬場天翔館 飯塚市祭場 筑穂園 宮若市火葬場桜華苑 嘉麻市嘉麻斎場 鞍手町営葬祭場	6 13 9 9 12 6	3 基+予備炉 1 基 6 基+汚物炉 1 基 3 基 3 基 4 基 3 基+汚物炉 1 基
（福岡市管内） 福岡市南区大字桧原 6-1-1 福岡市西区大字玄界島字中西 744-2	福岡市葬祭場 福岡市玄界島火葬場	48 2	25 基+胞衣炉 1 基 1 基

※施設能力は、当該施設が被災しておらず、可能な限り時間延長をした場合の最大値である。

14. ごみ・し尿

14-1. 可燃ごみ施設一覧

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)		
北九州	北九州市	—	日明工場	平成3年3月	ス・全連	200 × 3 炉		
			新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3 炉		
			皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270 × 3 炉		
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	中継	199		
福岡	福岡市	—	西部工場	平成4年3月	ス・全連	250 × 3 炉		
			臨海工場	平成13年3月	ス・全連	300 × 3 炉		
	(株)福岡クリーンエナジー	福岡市	株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	平成17年8月	ス・全連	300 × 3 炉		
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわかすぎごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3 炉		
	糸島市	—	クリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2 炉		
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場焼却施設	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2 炉		
			宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2 炉		
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	小郡市・筑紫野市・基山町	クリーンヒル宝満熱回収施設	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2 炉		
福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	福岡都市圏南部工場	平成28年3月	ス・全連	170 × 3 炉			
久留米	久留米市	—	上津クリーンセンター	平成5年3月	ス・全連	100 × 3 炉		
			宮ノ陣クリーンセンター	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2 炉		
	大川市	—	大川市清掃センター	平成4年8月	流・准連	45 × 2 炉		
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1 炉		
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	サン・ポート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2 炉		
有明	柳川市	—	柳川市クリーンセンター	平成3年3月	ス・准連	50 × 2 炉		
			有明生活環境施設組合	柳川市・みやま市	有明ひまわりセンター	令和4年2月	全連	46 × 2 炉
			大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田市・荒尾市	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3 炉
			大牟田リサイクル発電(株)	—	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流・全連	315 × 1 炉
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2 炉		
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2 炉		
			嘉麻市嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・十溶	20 × 2 炉		
			ごみ燃料化センター	平成14年8月	RDF	54 × 1 炉		
			桂苑	平成6年3月	流・准連	37 × 2 炉		
田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2 炉		
	下田川清掃施設組合	糸田町・福智町	下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ス・パ	20 × 2 炉		
	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	ス・パ	22 × 2 炉		
直方・鞍手	直方市	—	直方市可燃物中継所	平成13年3月	中継	113		
	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1 炉		
京 築	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	RDF	42 × 1 炉		
	築上町	—	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	RDF	25 × 1 炉		
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・十溶	35 × 2 炉		
	行橋市みやこ町清掃施設組合	行橋市・みやこ町	みやこ処理場	平成17年3月	中継	143		
計			36 施設			7,998.0		

令和4年3月31日現在

⑧全連：全連続運転（24時間運転）、准連：准連続運転（16時間運転）、パ：バッチ運転（ごみを一定程度まとめて処理する運転方式）

固：固定焼炉（炉床が固定されているもの）、

ス：ストーカ炉（炉床をストーカ（火格子）とし、機械的に動かすことにより、ごみを移動させながら燃焼させるもの）

流：流動床炉（高温の珪砂等から成る流動床上で、下部から供給される空気によりごみを燃焼させるもの）

ガ溶：ガス化溶融炉（ごみを高温・還元雰囲気下でガス化するとともに、灰を溶融するもの）

十溶：焼却炉（ストーカ炉など）に灰溶融炉を併設しているもの

RDF：RDF（ごみ固形化燃料）の製造施設（燃料化施設）

中継：破碎、圧縮等（中継施設）

能力の計は、燃料化施設（RDF製造施設）及び中継施設を除く。

14-2. し尿処理施設一覽

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (kL/日)
北九州	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	曲水苑	平成8年3月	標脱	220.0
福岡	福岡市	—	中部汚泥再生処理センター	平成27年11月	固液分離	65.0
	古賀市	—	古賀市海津木苑	昭和58年5月	標脱	67.0
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷	70.0
	糸島市	—	糸島市し尿処理センター	平成7年3月	高負荷	96.0
	宗像地区事務組合	宗像市・福津市	宗像浄化センター	昭和54年11月	標脱	130.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	酒水園	昭和57年10月	標脱	100.0
久留米	両筑衛生施設組合	久留米市・小郡市・筑紫野市・太宰府市・筑前町・大刀洗町	両筑苑	昭和57年10月	標脱	300.0
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納衛生センター	平成6年3月	標脱	91.0
朝倉	朝倉市	—	汚泥再生処理センター	平成19年4月	高負荷膜分離	73.0
有明	大牟田市	—	大牟田市東部環境センター	平成15年3月	高負荷	359.0
	大川柳川衛生組合	柳川市・大川市	筑水園	平成6年6月	高負荷	195.0
	みやま市	—	みやま市バイオマスセンター	平成30年12月	高負荷膜分離	130.0
八女・筑後	八女市	—	八女市星野自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
	筑後市	—	筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75.0
	大木町	—	おおき循環センター	平成18年10月	高負荷嫌気消化	41.4
	八女中部衛生施設事務組合	八女市・広川町	八女中部汚泥再生処理センター	令和3年3月	高負荷	171.0
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町	飯塚市環境センター	平成8年3月	高負荷	108.0
			汚泥再生処理センター	平成18年6月	高負荷膜分離	146.0
			嘉麻市嘉麻浄化センター	平成9年3月	高負荷	60.0
			穂波苑	平成15年2月	高負荷膜分離	152.0
田川	田川地区広域環境衛生施設組合	田川市・香春町・添田町・川崎町・糸田町・大任町・福智町・赤村	田川地区クリーンセンター	令和3年8月	標脱	390.0
直方・鞍手	直方市	—	直方市汚泥再生処理センター	令和4年2月	高負荷	113.0
	鞍手町	—	鞍手町衛生センター	昭和55年4月	好気消化	45.0
	宮若市	—	緑水園	平成9年2月	高負荷膜分離	97.0
京築	行橋市	—	音無苑	昭和60年12月	標脱	191.0
	苅田町	—	苅田町清掃事務所第二工場	昭和55年3月	標脱	100.0
	築上町	—	築上町有機液肥製造施設	平成6年3月	液肥堆肥化	23.0
			築上町第2有機液肥製造施設	平成29年10月	液肥堆肥化	19.5
	吉富町外1町環境衛生事務組合	吉富町・上毛町	周防苑	昭和49年3月	好気消化	20.0

令和4年3月31日現在

15. 仮設住宅

15-1. 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、福岡県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合には、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設業務を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年3月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 7年 3月24日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7-7
福岡県
福岡県知事 奥田 八二
乙 東京都港区芝公園3丁目1番38号
社団法人 プレハブ建築協会
会長 石橋 毅一

15-2. 応急仮設住宅建設候補地

	施設名	住所	有効面積 m ²	建設可能 戸数	上水道 下水道	駐車場	集会所 談話室
1	シーメイト多目的広場	志免町大字志免 544-2 外	9,895	74	付近有	有	有
2	町民広場	志免町大字南里 1-1 外	5,700	48	付近有	有	有

※県応急仮設住宅建設候補地調査要領、配置計画図作成要領抜粋

1. 候補地の選定条件

- (1)有効敷地面積は規定する戸数を考慮すること。1,000 m²以上の土地を目安とする。120 m²/戸程度以上。
- (2)原則として公有地を優先して選定する。公有地以外の場合は無償貸付の土地であること。
民有地については、土地所有者の名義を確認でき、土地使用承諾がえられている場合に限る。(あらかじめ土地所有者と協定書を締結しておく。)
- (3)候補地までトラック(4t車以上)輸送が可能な道路があること。
- (4)候補地においては、土砂災害区域及び急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険区域の指定を受けていないこと。
指定されていない場合においても、候補地の周りに5m以上の崖が存在しないこと。
- (5)応急仮設住宅を建設する土地の部分は平たん地であること。
- (6)仮設住宅入居者の日常生活に支障をきたさない場所であること。(生活利便施設等を考慮)
- (7)2年間継続して使用するため、その期間、その用地において特に支障が生じないこと。

2. 候補地の量

大規模災害を想定した建設型仮設住宅の想定戸数が確保できる候補地をリストアップすることとする。
 応急仮設住宅必要世帯数が10戸未満の市町村においても、2地区程度はリストアップすることとする。

16. 備蓄等

16-1. 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

制 定 平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知
最終改正 令和5年3月31日付け4農産第5181号農産局長

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(イ) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)様式4-24)により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)様式4-24)により契約を締結するものとする。

17. 要配慮者施設

17-1. 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

■医療機関

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	浸水想定区域（浸水深0.5m未満を除く）	高潮
社会保険 仲原病院	志免町別府北 2-12-1		○	○
医療法人社団日晴会久恒病院	志免町大字田富 152-1		○	
医療法人ワイ・エム・エス八尋整形外科医院	志免町別府 1-1-6		○	
産科・婦人科杉原レディースクリニック	志免町志免 2-3-41		○	
医療法人 養真堂 産婦人科 筑紫クリニック	志免町志免中央 3-1-30		○	

■老人福祉施設

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	浸水想定区域（浸水深0.5m未満を除く）	高潮
介護付き有料老人ホームかめやま	志免町別府 2-2-1		○	
住宅型有料老人ホーム 柏の木メディカルライフ	志免町片峰 1-9-1		○	
ケアハウス みなみの里	志免町南里 6-25-21		○	
看護小規模多機能型居宅介護 青洲のあかり	志免町志免 4-1-7		○	
サービス付き高齢者向け住宅 絆	志免町別府北 4-1-38		○	○
介護付き有料老人ホーム アイポケット亀山	志免町別府 4-18-8		○	○
グループホームいやしの家	志免町別府 2-1-8		○	
住宅型有料老人ホーム からだケア	志免町南里 2-2-14		○	

■障がい者施設

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	浸水想定区域（浸水深0.5m未満を除く）	高潮
こぱんはうすくら 志免桜丘教室	志免町桜丘 4-37-13	○		
こどもサポート教室「きらり」福岡空港校	志免町別府北 2-3-1 アネシス空港東1番館A1F		○	○

UNICO 志免	志免町志免中央 4-6-12 パークホーム志免中央 1 階		○	
放課後等デイサービス はっぴーリーふ to コスモ	志免町南里 1-4-8		○	
放課後等デイサービス WING南里	志免町南里 3-6-28		○	
放課後等デイサービス はっぴーリーふ	志免町南里 7-7-15 レ・フォール 101		○	

■児童福祉施設等

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	浸水想定区域（浸水深0.5m未満を除く）	高潮
志免東保育園	志免町志免東 1-1-5		○	
別府つくし保育園	志免町別府 3-4-1		○	○
志免あおぞら保育園	志免町志免中央 1-9-10		○	
志免さくらこども園	志免町南里 2-9-26		○	
かめやま保育園	志免町別府 2-3-1		○	
空とぶくじら幼児園 志免本園	志免町志免 3-4-1		○	
みなみの風こども園	志免町別府 1-22-27		○	
みなみざと保育園	志免町南里 6-20-20（三陽ビル2階）		○	
さかえだ保育園	志免町志免 2-9-9		○	
みなみの風ファミリー保育園	志免町別府 1-22-27		○	
イオンゆめみらい保育園 福岡東	志免町別府北 2-14-1		○	○
にじいろ保育園	志免町別府北 2-7-7		○	○
第二みなみざと保育園	志免町南里 2-23-12		○	
みなみの風 花と緑の保育園	志免町片峰 2-1-1		○	
とみよ保育園 KASUYA	志免町別府 3-9-9 グランディス 空港東		○	○
ワンダー保育園	志免町別府 2-2-2		○	
くじら保育園	志免町南里 4-1-16 コモドパラッツォ 重登 1F		○	
ハピネス保育園	志免町南里 3-12-1（2F）		○	
野ぶどう保育園	志免町志免 3-10-15		○	
のびのび保育園 志免園	志免町別府北 4-6-9		○	○
志免中央第1・2学童保育所	志免町志免中央 1-8-2		○	
志免中央第3・4学童保育所	志免町志免中央 1-8-3		○	
志免西第1・2学童保育所	志免町別府 2-4-3		○	

志免西第3・4学童保育所	志免町別府 2-4-4		○	
志免西第5・6・7学童保育所	志免町別府 2-2-1		○	
志免東第1学童保育所	志免町志免東 1-1-2		○	
志免東第2学童保育所	志免町志免東 1-1-3		○	
志免南第1・2学童保育所	志免町吉原 556	○		

■学校等

施設名	所在地	土砂災害 警戒区域	浸水想定区 域（浸水深 0.5m未満 を除く）	高潮
志免中央小学校	志免町志免中央 1-8-1		○	
志免西小学校	志免町別府 2-4-1	○	○	
志免東小学校	志免町志免東 1-1-1		○	
志免南小学校	志免町吉原 556	○		
認定こども園あかつき幼稚園	志免町吉原 529-1		○	
志免中央幼稚園	志免町片峰 1-8-1		○	

18. 災害証明書

18-1. 災害証明書

様式第4号（第5条関係）

整理番号

災害証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員 (世帯主を除く)	氏名	続柄	生年月日

災害原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
災害内容の詳細	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考・注意事項	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

志免町長

19. 災害救助法

19-1. 災害救助法（抜粋）

（昭和二十二年法律第百十八号）

（目的）

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

（都道府県知事等の努力義務）

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事が必要であると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村長等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村長等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村長等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（繰替支弁）

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村長等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の所在地の災害発生市町村長等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

19-2. 災害救助法施行令（抜粋）

（昭和22年政令第225号）

（災害の程度）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の程度、方法及び期間）

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第1（第1条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第3（第1条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	1.5
5,000人以上 15,000人未満	2.0
15,000人以上 30,000人未満	2.5
30,000人以上 50,000人未満	3.0
50,000人以上 100,000人未満	4.0
100,000人以上 300,000人未満	5.0
300,000人以上	7.5

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

19-3. 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

(平成25年内閣府令第68号) (抜粋)

(令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情)

第1条 災害救助法施行令(以下「令」という。)第1条第1項第3号に規定

する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

(令第1条第1項第4号の内閣府令で定める基準)

第2条 令第1条第1項第4号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

19-4. 福岡県災害救助法施行細則

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部(以下「部」という。)を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に1の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には1の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)公用令書(様式第3号から様式第3号の4まで)

(2)公用変更令書(様式第4号)

(3)公用取消令書(様式第5号)

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第6号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式7号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)公用令書(様式第9号)

(2)公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

(1)負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2)天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、

携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1)休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2)打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1)災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)

(2)救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)

(3)決定報告による被害状況調(様式第24号)

(4)災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)

(5)歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除

(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(略)

附 則 令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条の2関係)

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域 (法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。)
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	福岡市中央区、南区、東区、博多区 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	福岡市の西区、早良区及び城南区 糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市みやま市 三潴郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出でき

る費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円

冬季	10月～3月	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円
----	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季	10月～3月	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円
 - イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円
- (3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6箇月以内）に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うも

のとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,700円

中学校生徒 1人当たり 5,000円

高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人213,800円、小人170,900円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100円以内

ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,100円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円以内

- カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内
- キ 左官 1人1日当たり 24,000円以内
- ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金職員等雇上費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100分の9
6千万円を超え1億円以下の部分	100分の8
1億円を超え2億円以下の部分	100分の7
2億円を超え3億円以下の部分	100分の6
3億円を超え5億円以下の部分	100分の5
5億円を超える部分	100分の4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定め

る実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

20. 災害補償等

20-1. 福岡県災害見舞金等支給要綱

(昭和49年9月11日決裁)

改正 昭和57年 4月 1日

改正 平成24年10月4日

改正 令和元年 9月 6日

改正 令和2年12月17日

改正 令和5年 1月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)による被災者に対する見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 知事は県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を支給するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
15,000 人未満	10 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	15 世帯
30,000 人以上 100,000 人未満	20 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	25 世帯
300,000 人以上	30 世帯

注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第2項の規定を準用する。

2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。ただし、この場合においては、死者又は行方不明者に対する弔慰金に限るものとする。

(支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第

8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失した世帯

1世帯当たり 100,000 円 (ただし、1人世帯には50,000 円)

(2) 半壊又は半焼した世帯

1世帯当たり 50,000 円 (ただし、1人世帯には25,000 円)

(3) 床上浸水した世帯

1世帯当たり 30,000 円 (ただし、1人世帯には15,000 円)

(4) 死者又は行方不明者

1人につき 200,000 円 (ただし、県民(県内の市町村に住民登録している者をいう。次号において同じ。)以外の場合には30,000 円)

(5) 重傷者

ア 県民の場合、1人につき100,000 円以内(その支給基準は別表による。)

イ 県民以外の場合、1人につき15,000 円

(支給の方法)

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の規定による弔慰金は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して支給するものとする。

(遺族等の範囲)

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。)

(2) 子、父母、孫又は祖父母

(3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

3 第1項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第2号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順によるものとし、同項第3号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

(申請の手続)

第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに様式第1号による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合においては知事が承認したときは、この限りでない。

(1) 災害救助法第2条の災害 災害救助法適用の日から3か月以内

(2) 第2条第1号の災害 災害発生の日から3か月以内

(3) その他の災害 災害発生の日から1か月以内

2 第6条の規定により支給の依頼を受けた市町村長が、その支給を完了したときは、支給完了の日から5日以内に、様式第2号による精算書を知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。

2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和47年8月10日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等交付要綱は、令和元年7月21日以降に発生した災害について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等支給要綱は、令和4年9月18日以降に発生した災害について適用する。

別表（第5条関係）

要治療見込日数	1ヵ月以上3ヵ月未満	40,000 円
同 上	3ヵ月以上6ヵ月未満	60,000 円
同 上	6ヵ月以上	80,000 円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000 円

20-2. 志免町災害見舞金弔慰金交付要綱

平成15年8月12日志免町告示第57号
最終改正 平成26年3月27日告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害による被災者又はその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(見舞金及び弔慰金の交付)

第2条 町長は、町内に居住する者及び町内で事業を営む者が災害によって被災したときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を交付する。ただし、志免町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年志免町条例第109号）が適用される場合を除く。

(適用基準)

第3条 次の各号に掲げる程度の災害による被災者に見舞金を交付する。

- (1) 住家の全半壊、全半焼及び流出
- (2) 非住家の全半壊及び流出
- (3) 床上浸水、土砂の流入等により一時的に居住することができない状態となった住家
- (4) 床上浸水、土砂の流入等により一時的に事業を営むことができない状態となった非住家（非住家に床下がない場合は、浸水等により一時的に事業を営むことができない状態とする。）
- (5) 要治療見込日数が1か月以上の重傷者

2 前項に定める見舞金は、住家、非住家の併給及び非住家の併給は、行わないものとする。

3 第6条第1項第1号に定める死亡者に弔慰金を交付する。

(見舞金及び弔慰金の額)

第4条 見舞金、弔慰金の額は、別表のとおりとする。

(災害の定義)

第5条 この要綱において「災害」とは、火災、自然災害をいう。

2 前項に規定する「火災」、「自然災害」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「火災」とは、自己の故意又は重大な過失によらない火事で、住家に被害をもたらす災害をいう。
- (2) 「自然災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震等により、被害をもたらす災害をいう。

(被災者の定義)

第6条 この要綱において「被災者」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内に居住する者で、災害により居住する住家に被害を受けた者、死亡者又は重傷者をいう。
- (2) 町内で事業を営む者で、自然災害により事業を営む非住家に被害を受けた者をいう。

2 前項に規定する「町内に居住する者」、「町内で事業を営む者」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「町内に居住する者」とは、町内に居住している者をいい、住民基本台帳に記録されていることを要しない。
- (2) 「町内で事業を営む者」とは、町内において非住家を所有又は賃借し事業活動を行っている者をいい、住民基本台帳に記録されていることを要しない。

(遺族の定義)

第7条 この要綱で「遺族」とは、死亡者の属する世帯の構成員又は親族のうちで当該死亡者の葬祭を執行するものをいう。

(住家の定義)

第8条 この要綱で「住家」とは、居住のために常時使用している建物をいう。

(非住家の定義)

第9条 この要綱で「非住家」とは、事業を営むために常時使用している建物をいう。

(交付の手續、方法)

第10条 町長は、第4条に規定する災害が発生した場合、早急に被害の状況を把握するとともに、町内会長に対し、関係機関等の協力を得て災害状況調査を行うことを求め、その結果、被災者が対象者に該当すると確認ができたときは、様式第1号による被災者名簿の提出をさせるものとする。これにより町長は、様式第2号による災害見舞金交付清算書を作成のうえ、原則として、当該町内会長を経由して対象世帯及び事業所に見舞金及び弔慰金を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成15年7月19日から適用する。

(志免町災害見舞金等交付要綱の廃止)

2 志免町災害見舞金等交付要綱(昭和58年9月1日)は、廃止する。

附 則(平成21年10月28日告示第131号)

この告示は、公布の日から施行し、平成21年7月24日から適用する。

附 則(平成24年6月26日告示第52号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

種類	被災の区分	金額	
弔慰金	死亡	150,000円	
重傷者見舞金	傷害	治療日数見込1か月以上3か月未満	30,000円
		治療日数見込3か月以上6か月未満	40,000円
		治療日数見込6か月以上	50,000円
住宅等見舞金		住家	非住家
	全壊、全焼、流出	100,000円	100,000円
	半壊、半焼	50,000円	50,000円
	床上浸水等	20,000円	20,000円

20-3. 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

昭和38年1月12日

最終改正 平成19年2月28日

福岡県条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第2項の規定により、同法第71条の規定に基づく従事命令により応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の存することとなつたときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害の補償等について定めるものとする。

(損害補償の種類)

第2条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の六種とする。

(補償基礎額)

第3条 前条に規定する損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- 一 従事者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額
- 二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額がその地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第4条 従事者が負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養は、次に掲げるものであつて療養上相当と認められるものとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(休業補償)

第5条 従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償としてその業務に服することができない期間一日につき、補償基礎の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第6条 従事者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、障害

補償としてその障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。
 - 一 第13級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級
 - 二 第8級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級
 - 三 第5級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。
- 5 すでに身体障害のある従事者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族の範囲等)

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
 - 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三 前二号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
 - 4 遺族補償を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行なう。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第四条の規定によつて療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として補償基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なったときは、その後は損害補償は行なわない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(協力命令により従事した者に対する準用)

第12条 前各条の規定は、災害対策基本法第七十一条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者に対して準用する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等級	倍数	身体障害
1 級	1,340	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能が失われたもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢が用をなさなくなったもの ⑦両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	①一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの ②両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの ⑥両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	①一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの ②咀嚼又は言語の機能が失われたもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手のすべての指を失ったもの
4 級	920	①両眼の視力がそれぞれ0.06以下に減じたもの ②咀嚼しやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力が全く失われたもの ④一上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤一下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手のすべての指が用をなさなくなったもの ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	①一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下に減じたもの ②神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④一上肢を手関節以上で失ったもの ⑤一下肢を足関節以上で失ったもの ⑥一上肢が用をなさなくなったもの ⑦一下肢が用をなさなくなったもの ⑧両足のすべての指を失ったもの
6 級	670	①両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ②咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの ④一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解す

		<p>ることができない程度に減じたもの</p> <p>⑤脊せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>⑥一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの</p> <p>⑦一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの</p> <p>⑧片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの</p>
7 級	560	<p>①一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下に減じたもの</p> <p>②両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>③一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>④神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>⑥おや指をあわせ片手の三本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の四本の指を失ったもの</p> <p>⑦片手のすべての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>⑧片足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>⑨一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>⑩一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>⑪両足のすべての指が用をなさなくなったもの</p> <p>⑫女子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの</p> <p>⑬両側の鞏こう丸を失ったもの</p>
8 級	450	<p>①一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下に減じたもの</p> <p>②脊せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>③おや指をあわせ片手の二本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の三本の指を失ったもの</p> <p>④おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>⑤一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑥一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの</p> <p>⑦一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの</p> <p>⑧一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>⑨一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>⑩片足のすべての指を失ったもの</p>
9 級	350	<p>①両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの</p> <p>②一眼の視力が0.06以下に減じたもの</p> <p>③両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの</p> <p>④両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</p> <p>⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑥咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>⑦両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>⑧一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>⑨一方の耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>⑩神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>⑪胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>⑫片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の二本の指を失ったもの</p> <p>⑬おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>⑭第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失ったもの</p> <p>⑮片足のすべての指が用をなさなくなったもの</p> <p>⑯生殖器に著しい障害を残すもの</p>
10 級	270	<p>①一眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>②正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>③咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>④十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑤両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>⑥一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>⑦片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>⑧一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑨片足の第一足指又は他の四本の指を失ったもの</p> <p>⑩一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑪一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
11 級	200	<p>①両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>②両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>③一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>④十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑤両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>⑥一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>⑦脊せき柱に変形を残すもの</p> <p>⑧片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの</p> <p>⑨第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなったもの</p> <p>⑩胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>

12級	140	<ul style="list-style-type: none"> ①一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ②一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ④一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの ⑦一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの ⑧長管状骨に変形を残すもの ⑨片手のこ指を失ったもの ⑩片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの ⑪片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失ったもの ⑫片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなったもの ⑬局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭男子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの ⑮女子の外貌ぼうが醜くなったもの
13級	90	<ul style="list-style-type: none"> ①一眼の視力が0.6以下に減じたもの ②正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③一眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの ④両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの ⑤五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ⑥胸腹部臓器の機能に障害を残すもの ⑦片手のこ指が用をなさなくなったもの ⑧片手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑨一下肢を一センチメートル以上短縮したもの ⑩片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失ったもの ⑪片足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなったもの
14級	50	<ul style="list-style-type: none"> ①一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの ②三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの ③一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの ④上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの ⑤下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの ⑥片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの ⑦片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなったもの ⑨局部に神経症状を残すもの ⑩男子の外貌ぼうが醜くなったもの

備考

- ①視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ②手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- ③手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- ④足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- ⑤足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(第一足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- ⑥各等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

20-4. 災害派遣手当の支給に関する条例

平成7年12月21日

福岡県条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害応急対策又は災害復旧等のため福岡県に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する災害派遣手当、武力攻撃災害派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当並びに大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する災害派遣手当(以下「災害派遣手当」と総称する。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣職員がその住所又は居所を離れて福岡県の区域内に滞在することを要するとき
に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が福岡県の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 この条例に定めるもののほか、災害派遣手当の支給について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

別表(第2条関係)

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条の旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

2 1. 災害報告

2 1 - 1. 災害報告事項及び担当課一覧

【報告者：市町村長】

区分	県 主 管 課	経 由 機 関	報 告 大 別	報 告 事 項
総合被害報告	防災企画課 (保健医療介護総務課、医療指導課)	農林事務所	災害全般	総合被害報告
事業別被害報告	〃	消防本部(局)	消防	火災報告
	福祉総務課 (子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、保護・援護課、介護保険課、男女共同参画推進課、青少年育成課、住宅計画課)	直接	社会福祉施設	社会福祉施設被害状況報告
	医療指導課	保健福祉環境事務所	医療施設	医療機関被害報告
	がん感染症疾病対策課	保健福祉環境事務所	防疫	被害状況報告
	〃	保健福祉環境事務所	防疫	防疫活動報告
	水道整備室	保健福祉環境事務所	水道	水道施設被害報告
	廃棄物対策課	直接	廃棄物	廃棄物処理施設被害報告 廃棄物処理事業被害報告
	農山漁村振興課	農林事務所	農林	鳥獣害対策施設被害報告
	園芸振興課	農林事務所	農林	農作物被害報告 栽培用施設被害報告
	農村森林整備課	農林事務所	農林 公共土木	農地・農業用施設被害報告 海岸、地すべり防止施設(農林水産省農村振興局所管分)被害報告
	団体指導課	農林事務所	農林	農協等共同利用施設被害報告
	畜産課	農林事務所	農林	畜産関係被害報告
	林業振興課	農林事務所	農林	林業関係被害報告
	公園街路課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	下水道課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	港湾課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告
	水産振興課	直接	公共土木	農水省所管漁港施設被害報告
	河川課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告
	住宅計画課	直接	住宅	住宅災害報告
	教育庁施設課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告

根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
災害対策基本法	即報・中間即報・確定	災害の状況、災害の程度 応急措置の概要	総務省 消防庁
消防法	即報・詳報	火災の状況・被害の程度・消防 機関の活動	消防庁
厚生省通知	速報	被害状況・被害額・復旧の対応 状況	厚生労働省社会・援護局
厚生省通知	請求時	被害状況	厚生労働省健康政策局
感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省保健医療局
感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律	日報報告 完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・ 経費	厚生労働省保健医療局
水道法	速報	被害状況・災害復旧事業費	厚生労働省医療・生活衛 生局
廃棄物の処理及び清掃に関 する法律	速報	被害状況・災害復旧事業費	環境省
農林水産省通知	速報・概況、確 定	漁船・漁具・養殖施設 共同・非共同施設	水産庁
農林水産省通知	速報・概況、確 定	農作物等被害全般	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報、確定	農地農業用施設海岸、地すべり 防止施設（農林水産省農村振興 局所管分）	農林水産省農村振興局
農林水産省通知及び公共 土木国庫負担法	速報、確定	農協等共同利用施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況、 確定	家畜・畜産物・飼料作物・牧草 地・施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況、確 定	林業施設・林産物	林野庁
農水省通達及び公共土木国 庫負担法	速報・概況、確 定	治山施設・林地	林野庁
農林水産省通知及び農林水 産省通知	速報・概況、確 定	造林地・苗畑・林業用施設	林野庁
建設省通達	速報、確定	街路・公園緑地	国土交通省水管理・国土 保全局
建設省通達	速報、確定	下水道	国土交通省水管理・国土 保全局
公共土木国庫負担法	速報、確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・ 雨量	国土交通省港湾局
公共土木国庫負担法	速報、確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・ 雨量	水産庁
公共土木国庫負担法	速報、確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防 施設・地すべり防止施設（国土 交通省河川局所管分）・急傾斜地 崩壊防止施設	国土交通省水管理・国土 保全局
建設省通達	即報・発生後 7日以内・確 定	住宅	国土交通省住宅局
公立学校施設災害復旧費国 庫負担法	速報、確定	幼・小・中・中等・特支・大学 施設及びこれらの学校の共同利 用施設	文部科学省大臣官房文教 施設企画部

2 1 - 2. 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省(庁)の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部(総括班)において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者(この場合「災害報告主任」という。)及び副主任を定めておくものとする。(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事(又は災害対策本部長)に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報(様式第1号)を防災行政無線又は電話(ファクシミリを含む。)をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区分	報告時間	
市町村長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各部長	11時00分	16時00分

2 詳報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1)出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2)各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

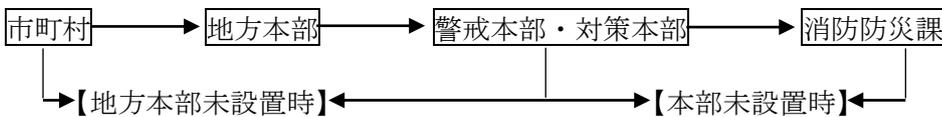
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

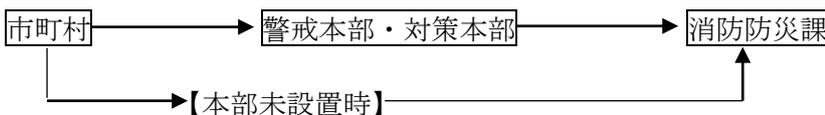
(1)災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



(2)被害状況確定報告

（様式第2号の1）



(3)社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）

(4)保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の3、様式第3号の1）

(5)商工業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の4、様式第3号の2）

(6)農業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15）

(7)林業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の6、7、8、9、10）

(8)水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12)

(9)土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)

(10)建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)

(11)教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の16)

2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。

3 各部長の報告

(1)各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。

(2)被害額については、様式第4号により報告するものとする。

(3)災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 1

被害区分		備考	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流失埋没及び完水	田の例に準じて取り扱うものとする。	

	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住屋の一部破損及び床上浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする	
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

2 1 - 3. 被害状況報告 即報・確報

様式第1号

[災害概況即報]

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 _____ (第 _____ 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床	棟
応急対策の状況						避難状況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

被害状況報告

即報
確定

市町村名		報告者名									
地方本部名		報告者名		報告日時			(市町村→地方本部→県本部)				
				月 日 時 分現在							
市町村名				被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	
人的被害	死者		人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重	人								
		軽	人								
住家被害	全壊		棟								
			世帯								
			人								
	半壊		棟								
			世帯								
			人								
	一部破損		棟								
			世帯								
			人								
	床上浸水		棟								
			世帯								
			人								
床下浸水		棟									
		世帯									
		人									
非住家	公共建物		棟								
	その他		棟								
その他	田畑	流出・埋没	ha								
		冠	ha								
		川	流出・埋没	ha							
			冠	ha							
	文教施設		個所								
	医療機関		個所								
	道路		個所								
	橋りょう		個所								
	河川		個所								
	港湾		個所								
	砂防		個所								
	清掃施設		個所								
	崖くずれ		個所								
	鉄道不通		個所								
	被害船舶		隻								
	航空機被害		機								
	水道		戸								
	電気		回線								
ガス		戸									
ブロック塀等		個所									
り災世帯数		世帯									
り災者数		人									
水	建物		件								
	危険物		件								
	その他		件								
公共文教施設		千円									
農林水産業施設		千円									
公共土木施設		千円									
その他の公共施設		千円									
その他	農産被		千円								
	林産被		千円								
	畜産被		千円								
	水産被		千円								
	商工被		千円								
その他		千円									
被害総額		千円									
災害対策本部		設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
		解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用			月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
消防職員出動延人数		人									
消防団員出動延人数		人									

その他様式

様式第2号の2	福祉施設被害即報
様式第2号の3	救護を要する傷病者速報
様式第2号の4	商工被害状況即報
様式第2号の5	農業関係被害即報
様式第2号の6	山林（林地）被害状況即報
様式第2号の7	山林（治山施設）被害状況報告
様式第2号の8	山林（林道）被害状況報告
様式第2号の9	山林（森林）被害状況報告
様式第2号の10	山林（作業路・林産物・苗畑・林業施設）被害状況報告
様式第2号の13	土木被害状況即報
様式第2号の14	建築物被害状況即報
様式第2号の15	都市施設等被害状況即報
様式第2号の16	教育施設関係被害状況即報
様式第3号の1	衛星被害状況即報
様式第3号の2	商工被害状況報告
様式第3号の3	水稲被害状況（その1）初期の被害
様式第3号の4	水稲被害状況（その2）中後期の被害
様式第3号の5	水稲被害状況（その3）干害
様式第3号の6	農作物被害状況報告（水稲を除く）
様式第3号の7	農業関係施設被害状況報告
様式第3号の8	樹体被害状況報告
様式第3号の9	畜産関係被害状況報告（その1）
様式第3号の10	畜産関係被害状況報告（その2）
様式第3号の11	畜産関係被害状況報告（その3）
様式第3号の12	畜産関係被害状況報告（その4）
様式第3号の13	農地農業用施設被害状況報告
様式第3号の14	農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況報告
様式第3号の15	農業協同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況報告
様式第3号の16	土木被害状況（詳細・確定）報告
様式第3号の17	建築物被害状況（詳細・確定）報告
様式第4号	被害額報告

2.2. 指定公共機関

2.2-1. 災害対策基本法に関する指定地方行政機関・指定地方公共機関等一覧

指定 地方 行政 機関	1	九州管区警察局
	2	福岡財務支局
	3	九州厚生局
	4	九州農政局（福岡支局）
	5	九州森林管理局（福岡森林管理署）
	6	九州経済産業局
	7	九州産業保安監督部
	8	九州運輸局（福岡運輸支局）
	9	大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）
	10	第七管区海上保安本部
	11	福岡管区気象台
	12	九州総合通信局
	13	福岡労働局
	14	九州地方整備局
	15	九州防衛局
	16	国土地理院九州地方測量部
	17	九州地方環境事務所

指定 地 方 公 共 機 関	1	西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社
	2	福岡国際空港株式会社
	3	福岡県トラック協会
	4	大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社
	5	福岡県LPガス協会
	6	福岡県医師会
	7	福岡県歯科医師会
	8	福岡県看護協会
	9	福岡県薬剤師会
	10	西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社
	11	戸畑共同火力株式会社

12	RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社
13	福岡県水難救済会
14	福岡県社会福祉協議会
15	公益社団法人福岡県獣医師会

23. 防災体制

23-1. 福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱

(目的)

第1条 福岡県内で大規模災害が発生した場合において、県、北九州市、福岡市及び自衛隊が相互に緊密に連携し、自衛隊の災害派遣活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ必要な事項を協議するため、福岡県大規模災害対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は次のとおりとする。

- 1 自衛隊の災害派遣活動内容に関すること。
- 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- 3 災害に関する情報連絡に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 その他、自衛隊の災害派遣を円滑に実施するための必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

(議長)

第4条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、協議会の議事を整理し、協議会の事務を総括する。
- 3 議長は、委員のうちから互選する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の定例会は、原則として年1回これを開催する。

- 2 議長は、各委員の要請により臨時の協議会を開催することができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補助する。

(幹事会の開催)

第7条 幹事により、幹事会を構成する。

- 2 幹事会の定例会は、原則として年2回これを開催する。
- 3 幹事の要請により、臨時の幹事会を開催することができる。

(協議会及び幹事会における関係者の出席)

第8条 協議会及び幹事会の開催に際しては、協議事項の内容に応じ、委員及び幹事のほか、必要な関係者の出席を要請することができるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福岡県総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別途協議して定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月29日から施行する。

別表1

委 員
陸上自衛隊第4師団司令部第3部長
海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部長
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部長
福岡県総務部長
北九州市消防局防災対策部長
福岡市市民局長

別表2

幹 事
陸上自衛隊第4師団司令部第3部防衛班長
海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室防衛主任
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課運用2班長
福岡県総務部消防防災課長
北九州市消防局防災対策部防災課長
福岡市市民局市民部課長（防災に関する総合調整担当）

23-2. 福岡県災害対策本部条例

昭和37年10月25日
福岡県条例第 61 号
改正平成24年12月28日
福岡県条例第 73 号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、福岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

23-3. 福岡県災害対策本部規程

(平成 4年10月23日)
(福岡県災害対策本部規程第1号)
改正 平成 6年 4月27日
平成 8年 7月15日
平成10年 1月14日
平成10年 9月 7日
平成12年 2月23日
平成13年 3月 9日
平成14年 4月12日
平成14年10月30日
平成15年 3月 5日
平成16年11月10日
平成19年 6月22日
平成20年 7月 7日
平成22年 6月22日
平成24年 4月 1日
平成25年 4月 1日
平成26年 4月 1日
平成27年11月 6日
平成28年 4月 1日
平成29年 4月14日
平成30年 4月13日
令和 元年12月 6日
令和 2年 4月 1日
令和 3年 4月 1日
令和 4年 4月 1日
令和 5年 4月 1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡県災害対策本部条例（昭和37年福岡県条例第61号）第5条の規定に基づき、福岡県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、福岡県庁内に置く。ただし、福岡県庁が被災により使用できないときは、福岡県地域防災計画の定めるところにより、次の順位により他の県の庁舎内に本部を置くものとする。

- 1 福岡県吉塚合同庁舎
- 2 福岡県福岡西総合庁舎
- 3 福岡県八幡総合庁舎

(副本部長及び本部長)

第3条 福岡県災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

- 2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、各部の部長（福岡県水防計画に基づき水防本部が設置された場合における水防本部の水防長を含む。）、会計管理局長、企業局長、教育長、警察本部長及び総務部防災危機管理局長をもって充てる。

(本部会議及び総合指令部の設置)

第4条 本部に本部会議及び総合指令部を置く。

(本部会議)

第5条 本部会議は、災害に関する応急対策（以下「災害応急対策」という。）の基本的事項について協議決定

する。

- 2 本部会議は、福岡県災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

（総合指令部）

第6条 総合指令部は、本部長が主宰して重要な災害応急対策のうち緊急に処理すべき個別的事項について迅速に意思決定し、本部員又は第8条第4項の規定に定める総合指令部付各班に対処措置を指示する。

- 2 総合指令部は、本部長、副本部長、総務部長及び総務部防災危機管理局長をもって構成する。

（本部組織）

第7条 本部に次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 企画・地域振興部
- (3) 人づくり・県民生活部
- (4) 保健医療介護部
- (5) 福祉労働部
- (6) 環境部
- (7) 商工部
- (8) 農林水産部
- (9) 県土整備部
- (10) 建築都市部
- (11) 会計管理部
- (12) 企業部
- (13) 教育部
- (14) 公安部

- 2 部に副部長を置き、副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 3 部長及び副部長は、それぞれ別表第1の当該欄に掲げる職にある者をもって充てる。

- 4 部に別表第2に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。

- 5 班に班長及び班員を置き、班長には、別表第2に掲げる課（室）長を充て、班員には班長の所属する課（室）に勤務する職員をもって充てる。

- 6 班長は部長の命を受けて班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事する。

- 7 公安部の班、班長及び班員については、公安部長が別に定めるものとする。

（総合指令部付各班）

第8条 総合指令部に、部付の班として総括班及び広報班を置く。

- 2 前項に定める各班のほか、災害に機動的に対処するため、総合指令部に緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班を置くものとする。

- 3 本部長は、前2項に定める各班のほか、必要があると認めるときは、総合指令部に災害情報センター、災

害ボランティア班、及び臨時の班を置くことができる。

- 4 総務部長は、総括班、広報班、緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班（以下「総合指令部付各班」という。）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 総合指令部付各班に班長及び班員を置き、総括班長及び広報班長には別表第2に掲げる課長を、班員には両班長の所属する課（総括班については、防災危機管理局）に勤務する職員をもって充て、緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班の班長及び班員には本部長が指名する職員をもって充てる。
- 6 本部長は、前条第5項及び前項の規定にかかわらず、必要に応じて、総括班の班員に、前項に規定する職員のほか、当該班長の所属する課以外の課に勤務する職員を充てることができる。
- 7 班長は、総務部長の命を受けて班務を処理し、班員は班長の命を受けて班務に従事する。

第9条 削除

（部及び班の分掌事務）

第10条 部並びに第7条第4項及び第8条第1項から第3項までに定める班の分掌事務は、別表第3に定めるところによる。

- 2 本部長が必要があると認めるときは、前項に定める部及び班の分掌事務を臨時に変更し、部及び班に新たな事務を所掌させ、又は臨時の部及び班を置くことができる。
- 3 本部長は、第8条第3項及び前項に定める措置を講じた場合で必要と認めるときは、その旨を各部長に通知するなど、当該事務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。

（現地災害対策本部）

第10条の2 福岡県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図る。

- 2 現地本部は、災害地に所在する県の庁舎内その他本部長が適当と認める場所に置く。
- 3 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）には、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）には、本部副本部長及び本部班長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部の事務を処理するため、必要に応じ、現地本部に班を設け、班に班長及び班員を置くことができる。
- 6 班長には、現地本部員を充て、班員には班長の所属する部課に勤務する職員その他の職員をもって充てる。
- 7 本部長は、必要と認めるときは、現地本部長及び現地本部員に第3項及び第4項に規定する職員以外の職員を臨時に充て、又は現地本部に第5項に規定する職以外の職を設けることができる。

（地方組織）

第11条 本部長は、地方における災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、県の農林事務所内に、福岡県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を、県の保健福祉環境事務所内に保健福祉環境班を、県の保健福祉事務所に保健福祉班を、県の県土整備事務所内、港務所内及び流域下水道事務所内に県土整備建築班

をそれぞれ設置することができる。

(地方本部の名称、管轄区域及び組織等)

第12条 地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管轄区域
福岡県災害対策福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 地方本部に地方本部長を置き、地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。
- 3 地方本部長は、総務部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理するものとする。
ただし、次項に定める農林班の事務分掌については、関係する本部の部長の命を受けて処理するものとする。
- 4 地方本部に総括班及び農林班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 班長には、地方本部長が指名する職員を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 6 班長は、地方本部長の命を受けて班務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 7 地方本部の事務分掌は、別表第4の定めるところによる。
- 8 地方本部長は、緊急を要する場合には、総括班の事務分掌を農林班の事務分掌に優先して処理しなければならない。
- 9 地方本部長は、必要があると認めるときは、前項に定める班のほか臨時の班を置き、分掌事務を臨時的に変更し、又は新たな事務を所掌させることができる。
- 10 地方本部長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに総務部長に報告しなければならない。

(保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班の名称、管轄区域及び組織等)

第12条の2 保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班（以下、「出先機関各班」という。）の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管轄区域
筑紫保健福祉環境班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所の管轄区域
粕屋保健福祉班	福岡県粕屋保健福祉事務所の管轄区域
糸島保健福祉班	福岡県糸島保健福祉事務所の管轄区域
宗像・遠賀保健福祉環境班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域
嘉穂・鞍手保健福祉環境班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の管轄区域
田川保健福祉班	福岡県田川保健福祉事務所の管轄区域
北筑後保健福祉環境班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域
南筑後保健福祉環境班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域
京築保健福祉環境班	福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡県土整備建築班	福岡県福岡県土整備事務所の管轄区域
久留米県土整備建築班	福岡県久留米県土整備事務所の管轄区域
南筑後県土整備建築班	福岡県南筑後県土整備事務所の管轄区域

直方県土整備建築班	福岡県直方県土整備事務所の管轄区域
京築県土整備建築班	福岡県京築県土整備事務所の管轄区域
朝倉県土整備建築班	福岡県朝倉県土整備事務所の管轄区域
八女県土整備建築班	福岡県八女県土整備事務所の管轄区域
北九州県土整備建築班	福岡県北九州県土整備事務所の管轄区域
田川県土整備建築班	福岡県田川県土整備事務所の管轄区域
飯塚県土整備建築班	福岡県飯塚県土整備事務所の管轄区域
那珂県土整備建築班	福岡県那珂県土整備事務所の管轄区域
苅田港務県土整備建築班	福岡県苅田港務所の管轄区域
流域下水道県土整備建築班	福岡県流域下水道事務所の管轄区域

- 2 班長には、当該事務所の長を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 3 班長は、関係する本部の部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 4 各班の事務分掌は、別表第4に定めるところによる。

(本部、地方本部、出先機関各班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班の設置基準)

第12条の3 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局（福岡県災害対策本部運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）に定める山間部に設置された雨量観測局を除く。以下「雨量観測局」という。）において観測された直近の24時間雨量が250ミリを超え、かつ、直近の1時間雨量が70ミリを超えたとき。
 - 二 前号に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合で、災害対策上必要と認めるとき。
 - 三 福岡県内に震度5強以上の地震が発生したとき。
 - 四 福岡県内に大津波警報が発表されたとき。
 - 五 その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めたとき。
- 2 本部長は、前項に該当する場合には、緊急初動班を設置する。
 - 3 本部長は、必要に応じ、災害対策現地情報連絡班を設置する。

(本部、地方本部及び出先機関各班の廃止)

第12条の4 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を廃止する。

- 一 警報等の解除により、災害発生のおそれが消滅したと認められるとき。
 - 二 災害応急対策が完了したとき。
- 2 本部長は、その業務の必要性がなくなると認めた場合には、緊急初動班又は災害対策現地情報連絡班を廃止する。

(配 備)

第13条 本部長は、発生した災害又は発生が予想される災害の規模に応じて、別表第5に定める第1配備から第4配備までのうち適当な配備の規模を決定し、本部、地方本部及び出先機関各班を設置し、又は設置後において当該配備の規模を変更する。

2 本部長は、配備の規模を決定し、又は変更したときは、直ちに各部長及び地方本部長並びに出先機関各班の班長に当該配備の規模を指示する。

(配備要員及び連絡員)

第14条 各班の配備要員は、総括班、広報班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班にあつては総務部長その他の班にあつては部長が、地方本部にあつては地方本部長が、出先機関各班にあつては班長が、配備の規模に応じて別表第5に定める人員をあらかじめ指名しておかなければならない。

2 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において緊急に配備すべき者をあらかじめ定めておかなければならない。

3 部長は、総合指令部及び各部との緊密な連絡を保持するため、別表第6に定める連絡員を置き、本部設置と同時に連絡員を総合指令部付総括班に派遣するものとする。

4 配備要員及び連絡員は、常に所在を明らかにし、通信、報道機関等により災害の発生を知ったとき又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。

5 班長（教育部及び公安部の班を除く。）は、配備要員名簿（様式第1号）を毎年4月1日に作成しておかなければならない。

6 部長（教育部長及び公安部長を除く。）、地方本部長及び出先機関各班の班長は、本部長から配備の規模について指示を受け、配備要員を配備したときは、配備後直ちに電話報告し、事後速やかに配備報告（様式第2号）により本部長あて報告するものとする。

7 総合指令部、各部（教育部及び公安部を除く。）、各地方本部及び出先機関各班の班長は、班に配備要員従事記録（様式第3号）を備え、配備要員の実働状況を把握するものとする。

(災害状況等の報告)

第15条 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要等については、福岡県災害調査報告実施要綱その他別に定めるところにより、遅滞なく報告しなければならない。

(その他の事項)

第16条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第17条 災害救助法、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第18条 削除

第19条 この規程により処理した事項についての残務整理については、本部にあつては部長の職にあつた者、地方本部にあつては地方本部長の職にあつた者、出先機関各班にあつては班長の職にあつた者がこれに当たり、関係事績等を保管するものとする。

第20条 削除

(警戒本部及び警戒地方本部の設置基準)

第21条 本部長は、次に掲げる場合には、福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び該当する地域内の福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
 - 二 前号に該当しない場合であっても、福岡県内に暴風、高潮等の警報が発表され、既に人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想されるとき。
 - 三 福岡県内に震度5弱の地震が発生したとき。
 - 四 福岡県内に津波注意報又は津波警報が発表されたとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、その前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めるとき。
- 2 本部長は、前項第3号、第4号及び第5号に該当する場合には、緊急初動班を設置する。

(警戒本部)

第22条 警戒本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るものとする。

- 2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）及び副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、警戒本部長には総務部防災危機管理局長を、警戒副本部長には総務部防災危機管理局防災企画課長をもって充てる。
- 3 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 警戒本部に別表第7に掲げる班を置き、班長には同表に掲げる課長を充て、班員には班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 5 前項に定める各班のほか、地震及び津波に係る災害に機動的に対処するため、警戒本部に緊急初動班を置き、班長及び班員には総務部防災危機管理局が指名する職員をもって充てる。
- 6 警戒本部長は、前2項に定める班のほか、必要があると認めるときは、警戒本部に臨時の班を置くことができる。
- 7 班長（第5項に規定する緊急初動班の班長を除く。）は、別表第8に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。
- 8 班長は、警戒本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。
- 9 各班の事務分掌に関して必要な事項は、別表第9に定めるところによる。

(警戒地方本部)

第23条 警戒地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管轄区域
福岡県災害警戒福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 警戒地方本部に警戒地方本部長を置き、警戒地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。

- 3 警戒地方本部長は、総務部防災危機管理局の命を受けて、管轄区域内における被害等に関する情報の収集・伝達事務を処理するものとする。
- 4 警戒地方本部に、別表第10に掲げる班を置き、班長及び班員には警戒地方本部長の所属する農林事務所の職員の中から、警戒地方本部長が指名する職員をもって充てる。
- 5 班長は、別表第10に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。
- 6 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において緊急に配備すべき者をあらかじめ定めておかなければならない。
- 7 班長は、警戒地方本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。
- 8 警戒地方本部の事務分掌に関して必要な事項は、別表第11の定めるところによる。

(警戒本部及び警戒地方本部の廃止)

第24条 部長は、次に掲げる場合には、警戒本部及び該当する地域の警戒地方本部を廃止する。

- 一 本部及び地方本部に移行したとき。
 - 二 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
 - 三 災害応急対策が終了したとき。
- 2 本部長は、その業務の必要性がなくなったと認めた場合には、緊急初動班を廃止する。

(福岡県災害対策本部運営要綱等への委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、本部及び警戒本部の運営について必要な事項は、本部運営要綱の定めるところによる。

- 2 この規程及び本部運営要綱に定めるもののほか、各部、各地方本部、警戒本部及び警戒地方本部の運営について必要な事項は、当該部長、当該地方本部長、総務部防災危機管理局長及び当該警戒地方本部長がそれぞれ定める。

(福岡県災害警戒準備室)

第26条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、必要に応じて福岡県災害警戒準備室（以下「準備室」という。）を設置することができる。

- 2 準備室の設置基準等については、本部運営要綱の定めるところによる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害対策本部規程は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1

部 名	部 長	副 部 長
総務部	総務部長	総務部次長、防災危機管理局長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長、空港対策局長、国際局長
人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	人づくり・県民生活部次長、私学振興・青少年育成局長、スポーツ局長
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健医療介護部次長、医監
福祉労働部	福祉労働部長	福祉労働部次長、労働局長、人権・同和対策局長
環境部	環境部長	環境部次長
商工部	商工部長	商工部次長、観光局長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長、水産局長

県土整備部	県土整備部長	県土整備部次長、水資源対策長
建築都市部	建築都市部長	建築都市部次長
会計管理部	会計管理局长	会計管理局会計課長
企業部	企業局长	企業局管理課長
教育部	教育長	教育次長
公安部	警察本部長	警備部長

注 副部長が二人以上ある部において、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長が指名する者が部長の職務を代理する。

「その他別表」

別表第 2 (第 7 条、第 8 条関係)

別表第 3 (第 10 条関係)

別表第 4 (第 12 条関係) 【地方本部分掌事務】 【出先機関各班分掌事務】

別表第 5 (第 13 条、第 14 条関係) 1 本部配備要員数 2 地方本部配備要員数 3 出先機関各班配備要員数

別表第 6 (第 14 条関係)

別表第 7 (第 22 条関係)

別表第 8 (第 22 条関係)

別表第 9 (第 22 条関係)

別表第 10 (第 23 条関係)

別表第 11 (第 23 条関係)

23-4. 志免町防災会議条例

昭和38年7月17日志免町条例第54号

改正

昭和49年12月21日

平成12年3月31日条例第1号

平成13年10月1日条例第23号

平成17年6月23日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、志免町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 志免町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 志免町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福岡県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) その他町長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、町職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月17日から施行する。

23-5. 志免町災害対策本部条例

昭和38年7月17日志免町条例第55号

改正

昭和50年10月4日

昭和52年12月26日

昭和53年7月1日

平成13年10月1日条例第23号

平成25年12月17日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、志免町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 志免町災害対策本部救助隊編成表は、規則で定める。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月17日から施行する。

24. 応援協定

24-1. 志免町災害時応援協定締結一覧

No.	協定名	協定締結先
1	福岡都市圏市町村消防相互応援協定書	福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、佐賀県 玄海町、福津市、宗像市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川町、糸島市、長崎県 大島村、粕屋南部消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合
2	福岡県消防相互応援協定書	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、筑紫野太宰府消防組合、飯塚地区消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、田川地区消防組合、久留米広域市町村圏事務組合、京築広域市町村圏事務組合、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、粕屋南部消防組合、粕屋北部消防組合、宗像地区事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合
3	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	運輸省大阪航空局福岡空港事務所、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、粕屋町、粕屋南部消防組合
4	志免町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局
5	災害時における物資の輸送に関する協定書	赤帽軽自動車運送協同組合福岡支部
6	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	北九州市、福岡市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、久留米市、八女市、柳川市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、筑後市、宗像市、大野城市、太宰府市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、古賀市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

7	災害時における応急対策業務に関する協定書	志免町建設協力会
8	災害発生時における志免町と志免町内郵便局の協力に関する協定	粕屋南郵便局、亀山郵便局、志免桜丘郵便局、志免南里郵便局、志免本通郵便局
9	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン
10	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書	西日本電信電話株式会社
11	災害時における敷地等の提供に関する協定書	株式会社SNC
12	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ナフコ
13	志免町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	志免町社会福祉協議会
14	災害時における情報伝達等に関する協定書	ケーブルステーション福岡
15	災害時における建物等の提供に関する協定書	株式会社QTネット
16	災害時のミネラルウォーターの提供に関する協定書	アビスパ福岡株式会社
17	志免町地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	粕屋医師会
18	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	日新産業株式会社
19	志免町地区災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社福岡東配電所
20	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
21	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社グッデイ
22	防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社
23	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	日本赤十字 福岡県支部 やすらぎの郷
24	避難所利用に関する協定	福岡県、坂瀬団地町内会
25	特定接種の接種体制に関する覚書	福岡青洲会病院
26	災害時における施設等の利用に関する協定書	株式会社丸久
27	災害時における防災活動協力に関する協定書	株式会社ビバホーム
28	災害時における飲料水の供給に関する協定	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
29	災害時における生活必需物資供給確保等についての協定書	イオン九州株式会社
30	災害時における警備輸送に関する協定書	総合警備保障株式会社（アルソック）
31	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社ナガワ

令和6年12月1日現在

24-2. 福岡県消防相互応援協定書

福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区別するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び荊田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野大宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市三橋町大和町消防厚生事業組合、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関(以下「代表消防機関等」という。)にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等(以下「要請側」という。)の長又は消防長から、他の市町村等(以下「応援側」という。)の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。

4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊(以下「応援隊」という。)を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要

請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊は、消防組織法第24条の4の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費(補給燃料を除く)及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及びじゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする

(航空消防応援)

第8条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改 廃)

第9条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委 任)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成23年3月30日から効力を生じる。

2 平成18年10月10日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定(以下「旧協定」という。)は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する

3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

平成23年3月30日

24-3. 福岡県広域航空消防応援実施要綱

福岡県広域航空消防応援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は福岡県消防相互応援協定書（平成11年6月25日締結、以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた広域航空消防応援（以下「航空応援」という。）の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(航空応援の対象)

第2条 航空応援は次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行うものとする。

- (1) 地震、風災害その他大規模災害
- (2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
- (3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な緊急事案
- (4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出動 現地把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
- (4) 救急出動 救急搬送のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空応援の担当地域)

第3条の2 応援側市の航空応援担当地域は、原則として協定書第2条で区分された地域を基準として別表第1のとおり定める。

(航空応援の要請手続き)

第4条 航空応援が必要と認められた要請側の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて次の事項を明らかにして応援側の市長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

- (1) 要請側の市町村等の名称及び消防長の指名並びに要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援活動の概要

(航空応援の決定通知等)

第5条 応援側の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該市長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて要請側市町村等へ通知するものとする。この場合において、同時に要請側の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡するものとする。

2 要請側の消防長は、前号の通知若しくは連絡を受けたときは、速やかに、次の事項を応援側の消防長へ通報しなければならない。

- (1) 必要とする応援活動の具体的内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等

- (3) ヘリの離発着可能な場所及び給油体制
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 現場付近で活動中の他機関の航空機およびヘリの活動状況
- (7) 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- (8) 気象の状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) 要請側消防本部の連絡先
- (11) その他必要な事項

(航空応援の中断)

第6条 応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側消防長は、要請側消防長と協議のうえ航空応援を中断することができる。

2 前項により航空応援を中断したときは、前条第1項に準じてその連絡を行うものとする。

(航空応援の始期及び終期)

第7条 航空応援の始期は、消防航空隊のヘリが応援出動の命令を受け応援側市のヘリポートを出発したときとする。ただし、ヘリが応援側市のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援出動すべき命令があったときは、その時点とする。

2 応援航空の終期は、ヘリが応援目的を終了し応援側市へのヘリポートに帰着したときとする。ただし、前条の規定に基づき航空応援が中断され応援側市に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。

(応援出動した消防航空隊の指揮等)

第8条 応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行うものとする。この場合において当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を現場最高指揮者に通告するものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村等の消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

(要請側市町村等の事前計画等)

第9条 要請側市町村等は、消防航空隊の応援を受ける場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

2 前項の計画を作成し、又は変更した場合は、そのうちの必要事項を県知事及び応援側の市長に通知するものとする。

(航空応援に要する経費の負担区分)

第10条 航空応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出勤手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村等の負担とする。
- (2) 航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、その都度関係市町村等が協議して定めるものとする。

(合同訓練の実施)

第10条の2 各消防長は、第2条に掲げる災害を想定した消防訓練を実施するにあたり、応援側市にヘリの参加を要請することができる。この場合のヘリを使用することに要する経費に関しては第10条を準用

する。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に関する手続き等の細目については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

平成 14 年 8 月 1 日

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 10 日から施行する。

平成 18 年 10 月 10 日

別表第 1

	担 当 区 域	
	第 1 順 位	第 2 順 位
北 九 州 市	北 九 州 地 域 筑 豊 地 域	福 岡 地 域 筑 後 地 域
福 岡 市	福 岡 地 域 筑 後 地 域	北 九 州 地 域 筑 豊 地 域

2 4 - 4. 福岡県広域航空消防応援実施細目

福岡県広域航空消防応援実施細目

1. 趣旨

この細目は、福岡県広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき必要な事項について定めるものとする。

2. 要請手続

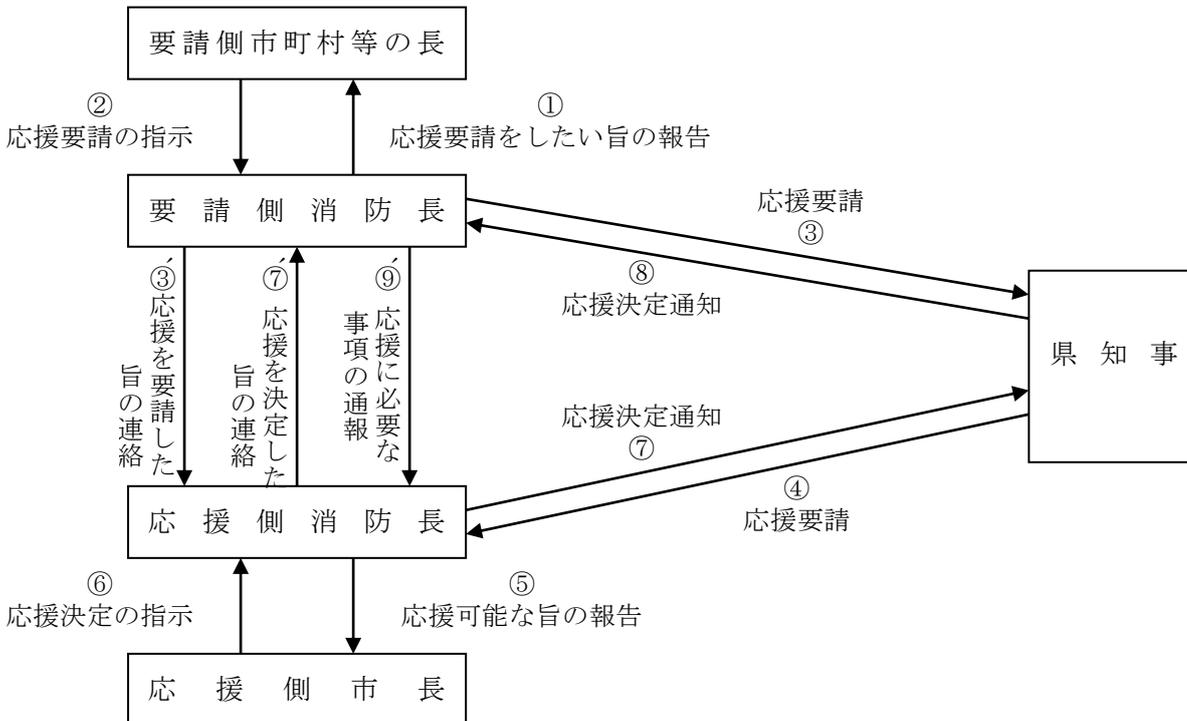
(1) 要綱第4条の規定に基づき、要請を行う場合の県の連絡先は次のとおりとする。

	連絡要請 窓口の名称	電 話	ファクシミリ	防災行政無線	
				電 話	ファクシミリ
平日 昼 間	総 務 部 消防防災安全課	(092) 643-3113	(092) 643-3117	22-522 22-524	22-411
平日 夜 間 土 日 祝 日	〃 当 直	(092) 641-4734	上に同じ	上に同じ	

(2) 応援側市の消防本部の連絡先は次のとおりとする。

消防本部名	連絡要請窓口の名称	電 話	ファクシミリ
北九州市消防局	警防部指令課（消防航空隊）	(093) 582-3811 475-6701	(093) 592-6805
福岡市消防局	警防部指令課（消防航空隊）	(092) 725-6595 451-3119	(092) 735-1074 473-8425

(3) 要綱第4条に定める航空応援要請及び第5条に定める航空応援決定通知のルートは、次のとおりとする。



(4) 要綱第4条に定める要綱、連絡又は通報は、様式第1号により、電話（ファクシミリがある場合は併

用)等により行うとともに、後日速やかに正式文書を送付するものとする。

3. 通信連絡

通信連絡の使用電波は、県内共通波（152, 77MHz）とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

4. 要請側市町村等の事前計画等

(1) 要綱第9条に定める要請側市町村等の事前計画に必要な事項は、次のとおりとする。

- ア ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式第2号）
- イ 燃料の補給体制
- ウ 応援消防航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
- エ 離発着場への誘導員の派遣
- オ 応援にともない生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- カ 空中消火薬剤、緊急救助資機材、隊員等の補給体制
- キ その他必要な事項

(2) 要綱第9条第2項に定める必要な事項は、前記のア、イ及びウとする。

5. 事故時の連絡等

(1) 要請側市町村等の消防長は、応援消防航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市の消防長へ速やかに連絡しなければならない。

- ア 人の死傷を伴う事故
- イ 航空機の重大な損傷事故
- ウ 救難対策を必要とする事故

(2) 応援側市の消防長は、ヘリの長期間運行不能等の場合は、県知事に連絡しておくものとする。

6. 航空応援に関する報告

(1) 応援側市の消防長は、ヘリが帰着したとき、速やかに応援活動の概要を、様式第3号により、要請側市町村等の消防長に報告するものとする。

(2) 要請側市町村等の消防長は、速やかに当該災害の概要を、様式第4号により、応援側市の消防長に報告するものとする。

7. 応援に要する経費の内容

要綱第10条に規定する応援に要する経費の内容については、次による。

(1) 応援に直接要する経費

- ア ヘリの燃料費
- イ 隊員の出動手当、旅費、日当、宿泊費
- ウ 応援により特別に必要となったヘリの修繕料

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費

- ア 土地、建物、工作物等に対する補償費
- イ 一般人の死傷に伴う損害賠償
- ウ 機体の補償費
- エ その他の諸経費

8. 経費の請求

応援側市の長は、応援終了後速やかに当該応援に要した要綱第10条第1項第1号に定める経費を要請が市

町村等の長に様式第5号により請求するものとする。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

平成元年3月25日

附 則

この細則は平成6年4月1日から施行する。

平成6年3月3日

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

平成18年10月10日